

42
131

三十九年九月

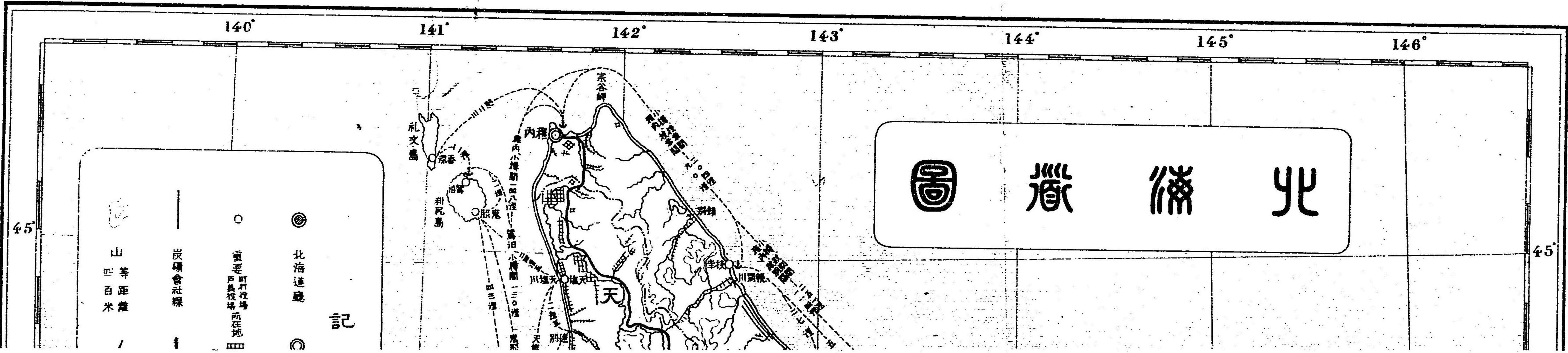


第貳
拓地殖民要錄

北海道廳



北 滿 嶺 圖



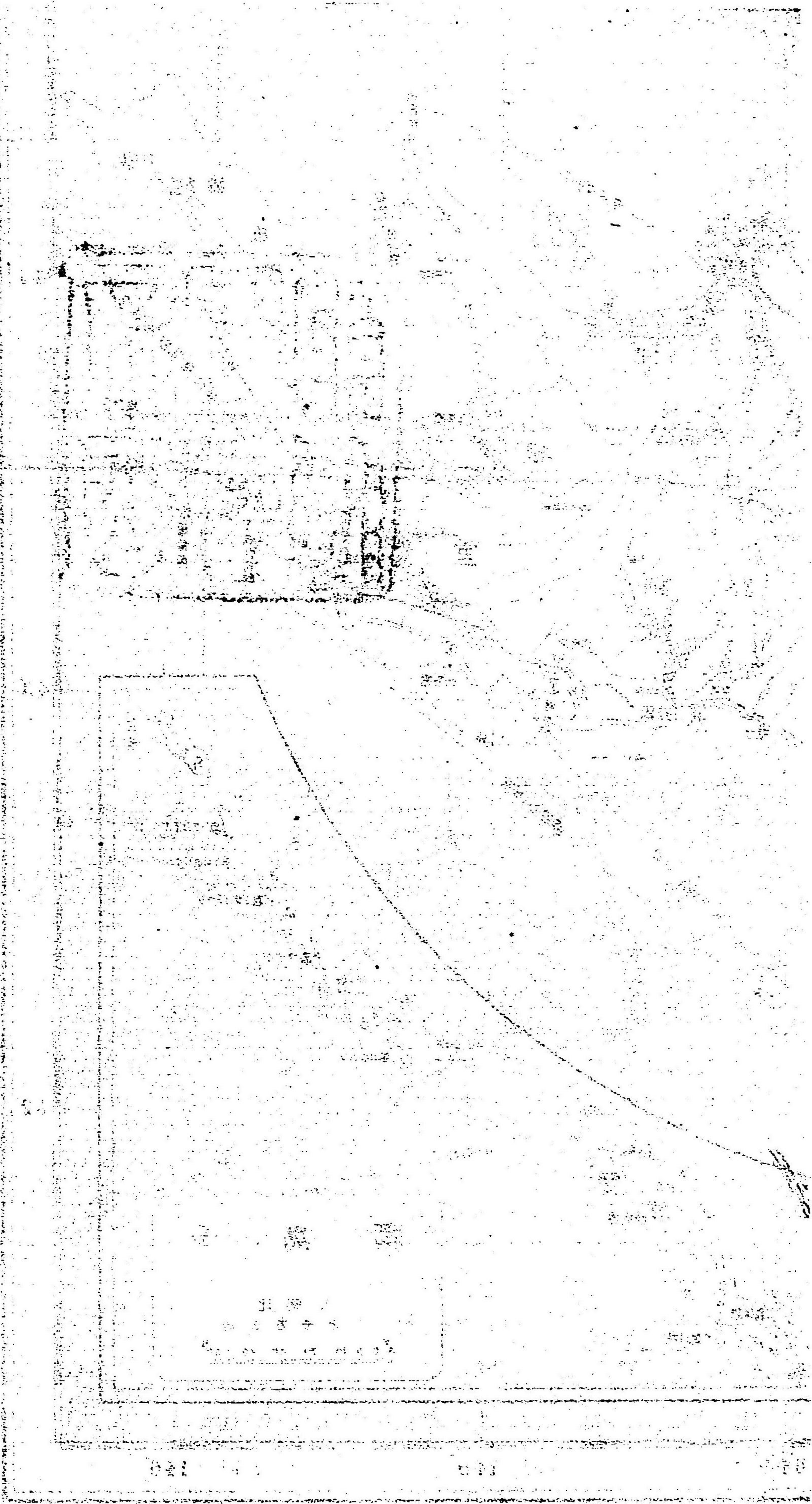
記

◎ 北海道廳

○ 重要町 町役場 戸長役場 所在地

— 炭礦會社標

山 等 距離 四 百 米



緒言

本廳は明治十五年八月北海道物産共進會を機とし、拓地殖民
録を出版し、其の趣旨は本道拓殖の沿革、現状を世に紹介し、事
業を本道に企圖せんとする人々の参考に資するにありき、今又北
海道物産共進會の開催に際し、第二拓地殖民要録を刊行す、其の趣

旨亦前に異ならず、然れども前共進會を去ること既に十四箇年、其
の間に於ける拓殖の進歩、事情の變化は頗る著しきものあるを以
て、編纂の體裁は勢ひ變改を加へざる可らざる所あり、因て多少綱
目を改め、大に記事を増し、且つ旅行案内を附録して、本道を巡遊す
る人の便に供す、其の現況は明治三十六年三月出版の北海道拓殖

緒言

明治
39 10 15
内交

要覽に似たるも、該書出版以來三年間の進歩は亦其の記事を新にせしめたり、唯本書の編纂上各章細目の體裁に於て一致せざる等の憾みありと雖も、拓殖の梗概は蓋し之を記し得たるを以て、茲に剞劂に附すと云爾

明治三十九年九月

北海道廳

第二拓地殖民要録

目次

第一章 地理	一頁
寫真版	
後方羊蹄山 大沼及駒ヶ岳 釧路川及釧路原野 十勝原野	
沿革	一
天然地理	三
位置及面積 山岳 河川 原野 地質	
邦制地理	三
區畫 都會村落の概況	
第二章 氣象	二七
寫真版	
札幌一等測候所 北海道の雪景	
沿革	二七
氣象概況	二九
目次	一

溫度 風 濕度 降水(雨雪) 霜 海霧 流水

統計

平均溫度表 平均最高氣溫表 平均最低氣溫表 絕對最高最低氣象表
平均濕度表 降水量表 降雨日數表 降霜期節表

三七

第三章 土地處分

寫真版

殖民地測量員の幕營 殖民地測量線の分布

四〇

沿革

現況

殖民地撰定及區畫 殖民地處分 官有地及民有地 連絡圖

四六

統計

殖民地撰定地積及區畫地累年表 國有未開地各年貸下及貸付地積累年表
同上拂下及付與地積累年表 同上返還地積累年表 同上取消及失權地積累年表 明治三十七年末現在民有地表

七〇

第四章 戶口

沿革

現況

現住戶口 移住民

七二

七六

八三

第五章 農業

寫真版

麥畑の景 俱知安原野の畑作 石狩國角田村の水田 峰須賀農場灌溉溝水門 北海道廳農事試驗場 苹果園の景

一〇五

沿革

現況

耕地及農家 農産 農業制度 副業

一〇六

統計

田畑累年表 主要作物累年表 主要園藝作物累年表 自作地小作地累年表

一四四

第六章 養蠶

寫真版

北海道廳農事講習所桑園 蠶種製造合名會社赤真社

一五九

沿革

目次

三

一五九

現況 一六

統計 一七
養蠶製糸桑園累年表 桑園表 蠶種製造高表 春蠶繭表 夏蠶繭表
蠶糸類表

第七章 牧畜 一九

寫真版
北海道廳種畜場 新冠御料牧場 前田牧場 神谷酒精会社の養豚

沿革 一八
現況 一九
種畜場 種牡牛馬 牧馬 馬匹去勢 牧牛 牧羊 養豚 産牛馬組合
牧場 家畜傳染病 畜産並獸醫蹄鐵工講習

統計 二〇
牛馬羊豚數累年表 牛馬生産及斃死數累年表 牛馬羊豚屠殺數累年表
種畜場種牡馬表

第八章 漁業 二七

寫真版

沿革 二六
鯨梓船の群集 昆布の乾燥 棒鱈の乾燥 乾海扇の製造

現況 二三
漁撈 製造 養殖 調査 試験 補助 講話講習 水産組合 漁業組
合

統計 二四
重要水産物累年表 最近五箇年水産製品別調表

第九章 山林 二六

寫真版

蝦夷松林 白楊樹林 北海道廳小楡苗圃 石狩川筏流しの景

沿革 二五
現況 二四
森林の状況 林政 造林 林産

統計 二九
官林反別表 官林貸付表 主産物副産物拂下表

第十章 鑛業 三〇

寫真版

幾春別炭山炭層の露出 美利河滿俺山陶礦所

沿革.....三〇二

現況.....三〇二

統計.....三〇三

鑛區採掘試掘表 鑛產物種別累年表

第十一章 工業.....三二七

寫真版

北海道製麻株式會社 北海道セメント會社 北海製料株式會社 天鹽
木材會社

沿革.....三二七

現況.....三三三

工產物概況 重要工場

統計.....三三一

工產物產額累年表 諸工場表

第十二章 商業.....三五九

寫真版

札幌區南一條通 第四百十三銀行

沿革.....三五九

現況.....三六五

內國商業 外國商業 商業會議所 取引所 銀行 會社

統計.....三八四

府縣輸出入品價額累年表 府縣重要輸出入品價額兩年比較表 府縣輸

出入品價額重要港別兩年比較表 函館小樽兩港商船入港數累年比較表

重要港商船入港表 函館港外國輸出入品價額累年表 小樽外二港外國

輸出入品價額累年表 銀行預金貸付金累年表

第十三章 交通.....三九五

寫真版

小樽港の埠頭 空知郡空知橋

沿革.....三九五

現況.....四二二

鐵道 道路附河川橋梁驛遞及渡津 河川附運河 港灣附漁港 航海附

在籍船舶及航路標識 通信

統計.....四三七

鐵道哩程及停車場數累年表 道路開鑿累年表 郵便及電信取扱數累年表

第十四章 行政組織.....四四一

寫真版

北海道會議事堂 小樽區役所廳舎

沿革

現況

北海道廳 地方費制度 區 一級町村 二級町村 戶長制度 公共組合

統計

地方費及戶口負擔額累年表 區町村歲入額及賦課額表 區町村基本財產支廳別表

第十五章 教育

寫真版

札幌農學校農學講堂 元室蘭舊土人學校

沿革

現況

統計

學齡兒童累年表 公立小學校累年表

第十六章 衛生

寫真版

札幌病院 函館水道高區配水池

沿革

現況

統計

病院數累年表 醫師產婆藥劑師累年表 傳染病患者死者累年表 屠獸及屠肉表 牛乳搾取表

第十七章 物産共進會

沿革

本年の北海道物産共進會

概況 物産共進會規則 物産共進會處務規程 物産共進會出品部類別 物産共進會出品人心得

附錄

北海道旅行案内

函館小樽札幌間.....五三三

附函館福山間 本郷江差間 八雲瀨棚間 黒松内壽都及磯谷間 狩太虻田間 余市積丹間

寫真版

函館港 函館公園 湯の川温泉 五稜廓伐木 福山市街 江差市街 大沼の景 パンケクロマツナイの瀧 俱知安市街 洞爺湖 岩内市街 余市市街 小樽港 金澤植物園 水産試験場 鯉の鹽漬 北海道造林會社の苗圃

札幌岩見澤旭川間

附札幌内幾春別線 歌志内線

寫真版

札幌市街 豊平館 博物館 東阜園 札幌製瓶所 札幌器械製造所 中島遊園地 谷葡萄園 岩見澤市街 幌内炭山 新十津川村 戸田農場 第七師團 神居古潭の景

岩見澤室蘭間

附夕張線 沼の端日高國各地間

寫真版

高木福井兩農場 夕張川熊飛の瀧 沙流アイヌ部落 日高産馬共進會優等馬 登別温泉場 登別温泉噴出の景 室蘭市街 元室蘭の大砲 紋甕市街 伊達男爵邸

旭川帶廣釧路間

附釧路根室間 釧路網走間

寫真版

旭農場の牧牛 札幌農學校學田地 富良野官林の檜松 落合驛の木材 帶廣市街 利別市街 軍馬補充部釧路支部 釧路市街 春島炭山 雌阿寒山 厚岸市街 根室市街

旭川名寄網走間

附興部枝幸間

寫真版

士別川渡船場 一の橋驛邊 紋別市街 サルマ湖畔の景 網走市街 藤野牧場 山縣製軸所 網走川の景

増毛稚内間

附利尻島 禮文島

寫真版

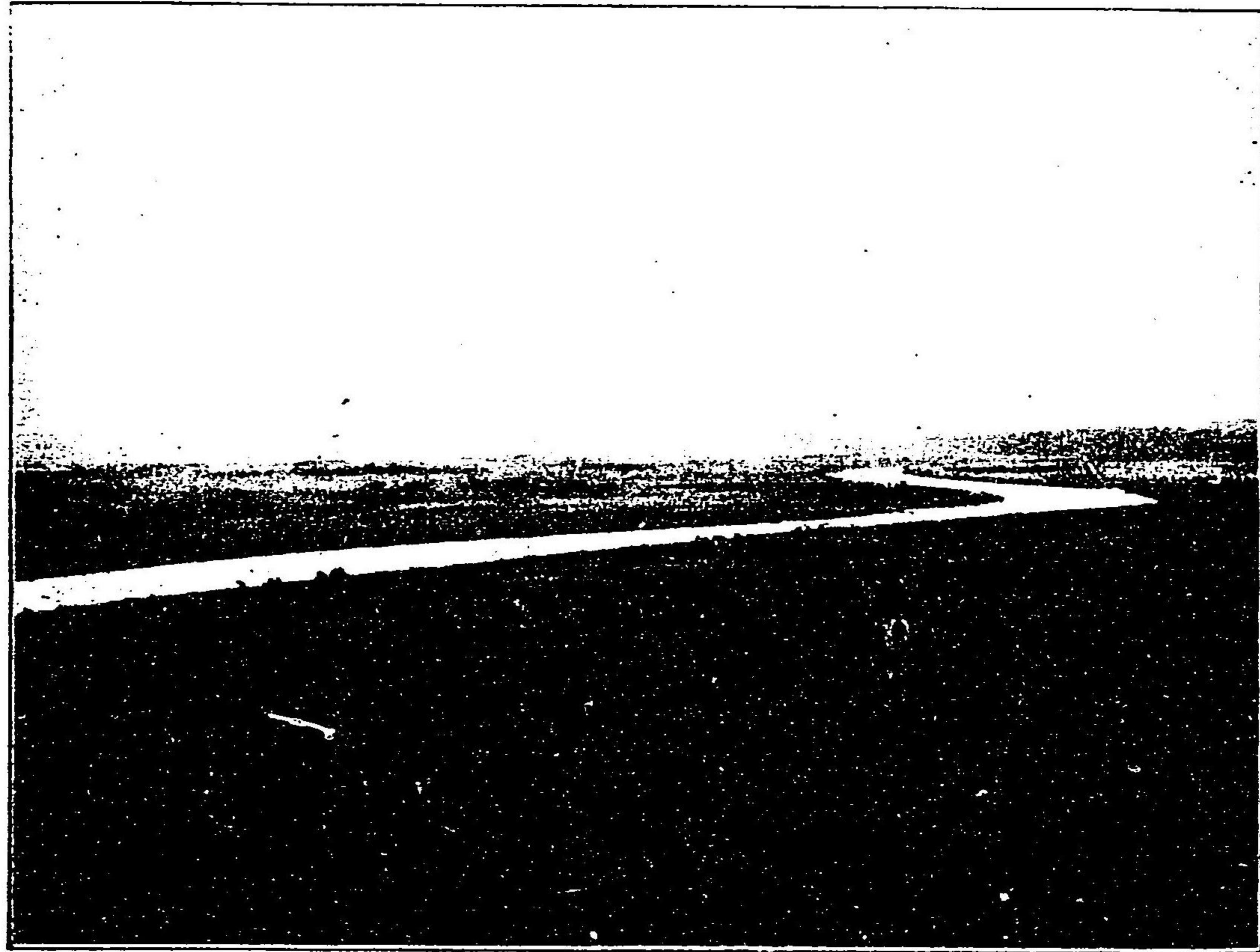
増毛市街 鯉搾粕の乾燥 留萌市街 留萌原野の景 稚内市街 利尻山



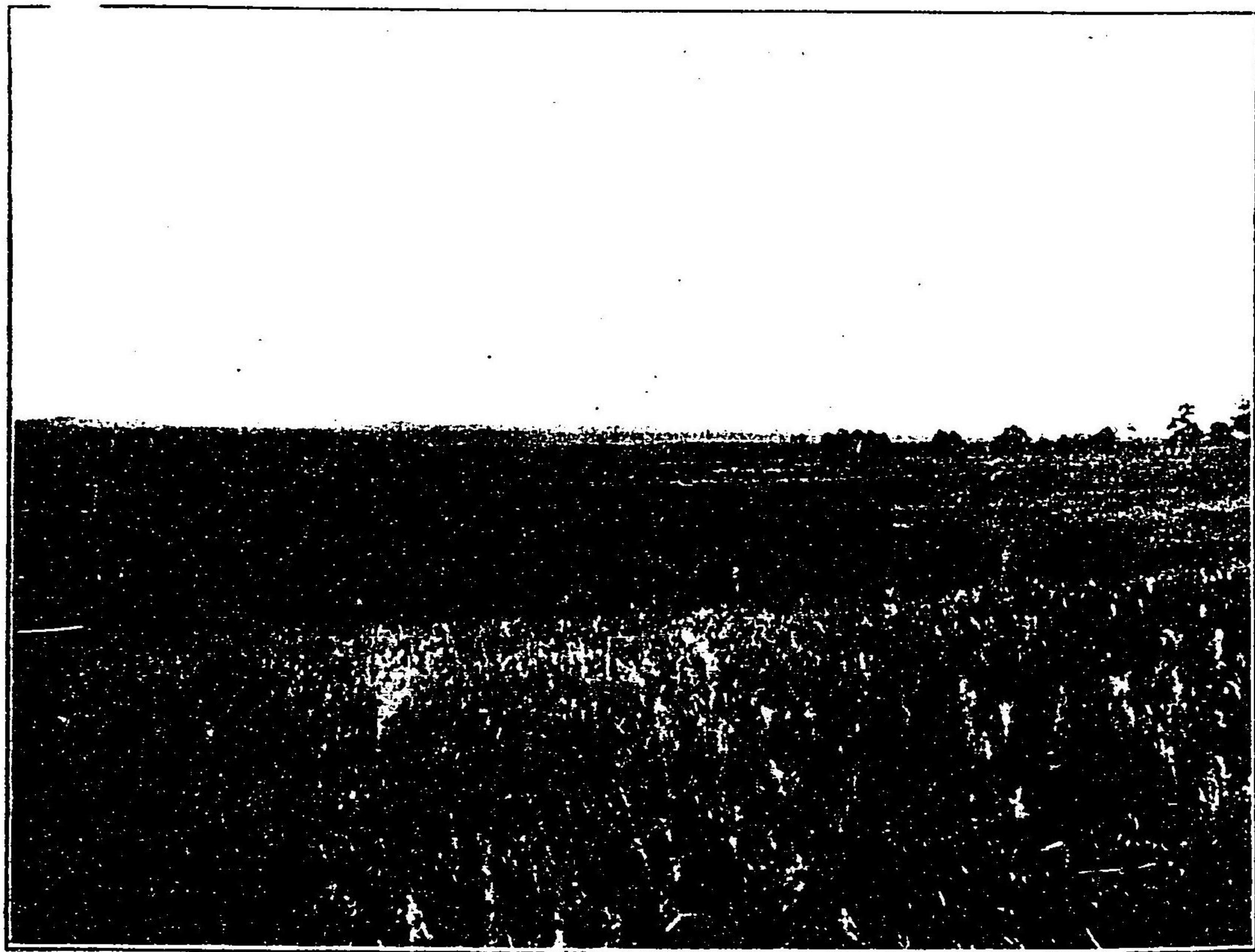
山 蹄 羊 方 後



岳 ケ 駒 及 沼 大



野原路釧及川路釧



野原勝十

後方羊蹄山

膽振國虻田郡にある休火山にして本
名をマロカリヌアリと云ふ美麗なる
圓錐形をなすを以て又蝦夷富士の稱
あり實に本道の名山なり

後方羊蹄山

三條實美

東路の富士の姿に似たる哉
くもに登ゆるしりへしの山

大沼及駒ヶ岳

波島國に在る勝地にして大沼は周圍
八里二十町、數多の小嶼あり水清く魚
躍り風光絶佳なり駒ヶ岳は噴火山に
して山勢雄偉甚た奇觀なり

大沼雜吟

杉浦柳溪

嘉肴盈席酒盈瓶、短艇隨波去復停、
一島纔過仍一點、琉璃盤上萬螺青、

釧路川及釧路原野

釧路川は釧路國の中部に在り本道四大川の一にして流勢緩慢舟楫を通すへし、河岸は原野廣大一望開豁なれども其の大部分は未だ開拓せられず

釧路川

樋口 光徳

名に負は、齡を延てくすり川

えそか千年の後も見てまし

十勝原野

十勝原野は一望數十里に亘り其の内には平地あり高臺地あり樹林あり草原あり此の圖は中川郡の一部にして平地の草原を示すものとす

十勝原野にて

河野 常吉

草枕結ふ夢路のはてもなし

とかちの原の唯ひろくして

第二拓地殖民要録

第一章 地理

北海道は本邦地積の土割三分を占め九州四國臺灣を合せたるものより稍々大なり海に魚藻豊かに山は森林、礦物に富み原野は耕作、牧畜等に適し諸種の事業は皆此の地に起るは起るとしつゝあり其の本邦寶庫の稱ある決して溢美にあらざるなり依て茲に先づ地理の大略を述べんとす但し邦制地理に關する事は多く各章に記載するを以て此處には唯區畫及び都會村落の概況に止むへし

沿革

●明治二年 八月蝦夷を改めて北海道と稱し十國八十六郡となす○十二月判官松浦竹四郎著す所の北海道國郡圖刻成り之を献す

- 同四年 八月樺太開拓使を本使に併す
- 同六年 三月全道三角測量をなすに決し雇米人及び廳員をして之を擔當せしむ
- 同八年 五月樺太、久里留諸島交換の約成る
- 同九年 一月久里留諸島を千島國に併せ得撫、新知、占守の三郡を置く○十一月本道三角測量を中止す是れ耕宅地等の測量急なるを以てなり明治六年以來三角測標設置の場所全道三分の一に達し其の精測を経る全道五十分の一とす沿海測量は之を竣り河川測量は尙ほ一部に止まる
- 同十一年 二月北海道國郡全圖成る全島周圍は三角測量圖に據り國郡界は松浦竹四郎の圖に據る
- 同十四年 七月渡島國津輕、福島二郡を併せ松前郡となし釧路國網尻郡を北見國網走郡に併す
- 同十五年 二月廢使置縣
- 同十八年 一月根室國花咲郡シコタン島を千島國に編入し色丹郡と稱す
- 同十九年 二月廢縣置廳○是歲殖民原野の撰定に着手す又本道地形測量の業を竣せんと欲し先づ川脈測量に着手す

- 同二十一年 是歲地形測量に着手し實測を終りし部分より二十萬分の一の切圖を印行二十八年始することゝなす
- 同二十九年 本年度に於て千島を除きたる本道地形測量完結す是に於て本道の地形明瞭となり官民共に大に利便を得
- 同三十九年 二月十勝國當縁郡を廢し十勝、廣尾の二郡に併す

天然地理

位置及面積

北海道は本島及び數多の島嶼を合せたるものゝ總稱にして極西は渡島國大島西端東經百三十九度二十分極東は千島占守島東端東經百五十六度三十五分最南は渡島國小島南端北緯四十一度二十一分最北は千島國アライト島北端北緯五十度五十七分に於て西は日本海に面し北はオコック海に枕み東南二方は太平洋に瀕す其の面積六千三百三十四方里七一あり

北海道本島は東經百三十九度四十五分三十秒に起り同百四十九度四十九分に終り北

緯四十一度二十四分より同四十五度三十一分三十秒の間に位し南は津輕海峡を隔て、陸奥國と相對し其の最近距離僅に十哩、北は宗谷海峡を以て樺太島と相對し其の間相距ること二十四哩、東は根室海峡を隔て、國後島と相望み其の間僅に十海里のみ、全島の面積五千七十二方里四五とす其の附近にある屬島の大なるもの南西に奥尻あり北西に利尻、禮文あり其の他大島、小島、天賣、燒尻、大黒、ケチボク、霧多布、及び根室東部なる水島、志發等の諸島あり

千島は別に一列の群島をなし太平洋とオコック海の間に位し本島の東方より北々東に向て大小數十の島嶼點々散布して占守島に至り露領東察加と相對し其の間相距ること僅に七哩のみ、列島の地積は未だ精測を經さるも概算一千一方里四九とす其の内大なるものを南方より數ふれば色丹、國後、擇捉、得撫、新知、斜子、古丹、幌筵、占守とす、擇捉國後の二島最も重要なり

全道の形は飛鳥の翼を張りて北東より南西に翺けるか如し、渡島は其の頭にして喙を眩き後志、膽振は其の頸を延へ石狩は背に方り日高、十勝は右翼を張り天鹽及び北見の西半部は左翼を開き釧路及び北見の東半部は腹と臀とに當り根室は股にして千島は長く其の尾を後に曳けり

海岸

北海道本島の周圍即ち海岸線は六百六十四里二十六町にして概して線の屈曲少なく而して其の地勢は平坦の砂地あり或は高臺及び丘陵の崖下に狭き砂地を通するあり又間々山嶺斗出して險崖をなし以て交通を遮斷するあり今地方を分て其の概略を述べん

本道の頭頭に當れる部分は稍々屈曲多くして處々に岬灣を成す其の津輕海峡に面する灣を渡島灣と稱し其の沿岸は概ね砂地に屬す灣は更に東に屈曲し函館山を繞りて巴字の形をなす是れ即ち函館港にして本道第一の良港なり之より東方汐首岬を經て津輕海峡の東端に有名なる惠山岬あり其の前後は多く岩岸なり更に北して砂原と繪鞆岬と相對して其の間に一大灣を擁す之を内浦灣(一名噴火灣)と云ふ灣の北岸に禮文華嶺の險崖及び有珠灣の勝景あり灣の東方別に一小灣をなすを室蘭港となす是れ亦四時風波の憂なく函館に次く良港なり渡島に戻り更に方向を轉して西すれば矢越岬、白神岬の險あり福山より北方後志、石狩の國境迄は海岸山迫り唯厚澤部川、瀬棚川、朱太川、堀株川、余市川の各下流に平地あるの外は海岸平地極めて乏しく且つ洲根子岬、太田

岬茂津多岬、辨慶岬、雷電岬、神威岬、積丹岬、高島岬等ありて絶壁を成す就中神威岬は昔時此の岬以北に婦女の通行を禁したるを以て著名なり港灣は江差、瀬棚、壽都、岩内、余市、小樽等なれとも小樽の外は皆良港にあらず小樽港は高島岬の蔭に位し且つ第一期防波堤の工事略ぼ竣功せるを以て風浪の憂少なく函館と伯仲すへき要港なり

小樽港以北は海岸屈曲乏しく僅に雄冬岬、増毛港、留萌港あるも殆んど云ふに足らず雄冬岬の前後即ち増毛山、山塊の海に臨む所は頗る峻峻なれとも其の他は海岸山勢緩斜して小樽以南の如く險處多からず且つ石狩川、天鹽川の左右には數里の平地あり宗谷海峡に至りて野寒岬、宗谷岬相對して灣を成す唯其の遠淺にして船舶の碇泊に便ならざるを憾みとす宗谷岬以東、北見國の海岸は一帶に出入なく又甚たしき險處なく平夷なる砂地と崖下に狭き砂地を通する所と相交る其の間能取岬、網走港等あるも安全に碇繫すへき良港なし知床半島は險岸通行すへからず其の北端を知床岬となす

室蘭以東日本海岸も亦平滑にして出入乏し其の膽振國東部は一帶平夷にして砂深し日高國海岸は概ね丘陵の下に砂濱を通す襟裳岬を廻りて猿留山道の險あり廣尾港以東釧路港までの間は最も屈曲なき處にして概ね臺地丘陵の下に砂濱を通し且つ十勝川、釧路川沿岸の平地あり釧路港亦安全なる碇繫場にあらず更に東に進みて厚岸灣、濱

中灣あり共に稍々良灣となす落石岬を經、納紗布岬を巡りて根室港あり從來著名の地なれとも港内狭くして大船を容るゝに足らず之より以北野付の砂岬あり更に北して知床半島に至る

要するに本道東部の海岸は知床半島を除くの外一の高山峻嶺なく概ね高臺地の斷崖の下に幅狭き砂濱を通して通行するを得へく又絶壁にして海水崖を打つの地に於ても高臺の上を通行することを得へし

千島列島は火山帯に屬するを以て懸崖多しと雖も亦處々平夷なる砂礫の濱あり國後島の泊擇捉島の紗那、留別、單冠、占守島の片岡等の諸港ありと雖も皆良港と稱し難し

山 岳

本道の山脈を概論すれば二種の隆起帯より成る其の一は東察加半島より脈を引き千島列島を構成し本道に入りて南東に馳走す他の一は樺太より來り南々東に向て本道を横斷す尙ほ之を大別して千島帶山脈、日高山脈、東北山脈、後志山塊、渡島山脈となす

千島帶山脈 此の山脈は千島列島を貫き此處に數多の火山を作る阿頼度島のオヤコバケは本邦最北の火山にして圓錐狀をなして海中に聳立し其の他列島多くは火山

を有せざるなく今尙ほ硫氣を吐きて活動しつゝあるもの少なからず乃ち本邦中最も火山に富める處とす就中幌筵島のシリアシリ山、松輪島のマタオ山、羅處和島のポロチャチャヌブリ、新知島のシンシリ山、擇捉島のチリツブヌブリ、アトサヌブリ、國後島のチャチャヌブリ山の如きは皆美麗なる形狀をなして海際に聳立せり此の山脈本島に入りては知床岬より十勝岳に向て連続し以て本島東部に於ける南北の分水嶺をなし其の間に良牛、斜里、摩周、跡佐登、雄阿寒、雌阿寒、石狩、ムウシユベは海拔七千八百八尺に達し本道第一の高山と稱せらる東北山脈 此の山脈は宗谷岬より起り天鹽北見兩國の境を走り石狩岳に達するものにして其の平均の高さは二千尺に達せず宗谷附近は最も低くして南東に至るに従ひ漸く高さを増し天鹽岳に至り五千尺以上となる日高山脈 十勝岳より南方に走り襟裳岬に至る大山脈を日高山脈と稱し山勢宏大なり其の石狩十勝の國境に於ては稍々低くして十勝線鐵道の經過する處なるも其の

以南十勝日高の國境は甚た高くして其の最高點はピバイロ岳六千六百五十六尺に至る而して此の山脈の一特質は東方十勝平原に向て急斜し西方日高に向て緩斜するにあり日高國は殆ど全部此の山脈の傾斜地にして有名なる新冠御料牧場其他數多の牧場あり此の山脈は北西に一大支脈を出し空知川の西に於て夕張岳となる其の高六千六百四十六尺なり増毛山塊 此の山塊は石狩平野の北方天鹽國の南部に蟠踞せる山塊にして群別登、暑塞別岳、雄冬登等最も高く其の最高點は五千尺以上に達す此の山塊の西端は最も險峻なる雄冬岬をなす後志山塊 石狩凹地帯の西墳火灣の北にある山岳を總稱して後志山塊と云ふマ、カリヌブリ(俗に後方羊蹄山と云ふ)は其の中央に聳へ其の高六千二百二十九尺美麗なる圓錐狀を成す因て蝦夷富士の稱あり其の東方に余市岳、札幌岳、漁岳、繪庭山、白老岳、樽前山等連亘し北西に岩雄登あり南北に昆布岳あり内浦灣岸に有珠岳あり此の山塊の岩石は概ね火山岩にしてマ、カリヌブリ、岩雄登、有珠、樽前、繪庭の諸山は火山に屬し殊に樽前、有珠の二山は今尙ほ活動せり渡島山脈 此の山脈は渡島國惠山岬より起り北西に走り後志國水垂岬に至るもの

別川、音更川、士幌川、帶廣川、札内川、利別川を合せ南方に轉し其の末二派に分れ一は大津に至り海に入り一は浦幌川を合せ十勝に至り海に注ぐ延長四十九里二十三町流域五百九十三方里餘支流十里以上のもの十七を有す支流の内利別川は北見釧路の國境に發し南々東に流れ足寄川、ピリベツ川等を合せ利別市街に至り十勝川に會す其の延長四十一里十一町亦一大流なり十勝川は石狩川に比すれば水勢稍々急なるも支流利別川と共に舟楫を通すへし

釧路川 源を屈斜路湖に發し南流して川上、釧路二郡の間を過ぎ雪裡川、阿寒川を合せ釧路町に至り海に朝す屈斜路湖より川口に至る延長三十四里十四町とす之に屈斜路湖の水源を加ふるときは本道第四の長流なり其の流域は約二百七十方里にして十里以上の支流八あり皆本流の右側に位す阿寒川は支流中最大のものにして阿寒湖に發し南に流れ舌辛に至り東に屈し鳥取村を過ぎて釧路川に入る其の長さ二十五里十町とす釧路川は水勢緩慢にして小舟は屈斜路まで通し下流は小蒸汽船を浮ぶへし阿寒川、雪裡川又舟楫の便あり

鶴川 膽振國の東部にあり日高、石狩、膽振三國の界なる山脈に發し南々西に向ひ山間を流れて海に入る其の長さ三十七里十町、本道第五の長流なれとも流域狭く且つ水

急にして舟楫の利なし

常呂川 源を石狩、北見國界の山脈に發し上常呂原野に於てムカ川を合せ山間に入り北に流れ下常呂原野を過ぎ海に注ぐ其の延長三十七里五町とす

尻別川 源を漁岳に發し俱知安原野を過ぎ後方羊蹄山の北を繞り西に流れ北西に折れ磯谷原野を経て海に注ぐ其の延長三十六里十八町

湧別川 石狩北見の國境ニセイカウシベ山に發し北に流れ湧別原野を過ぎ海に入る其の延長三十三里三町

其他の諸川 以上の外は皆三十里以下の河川にして其の重要なものを擧ぐれば津輕海峡に注ぐものは大野川、知内川、内浦灣に注ぐものは遊樂部川、長流川、日本海に注ぐものは勇拂、厚真、沙流、新冠、染退、元浦河、幌別、歴舟、常綠、茶路、庶路、ベカンベクシの諸川、根室灣に注ぐものは風蓮、西別、標津の諸川、日本海に注ぐものは厚澤部、太櫓、利別、朱太、堀株、余市、濱益、留萌、オピラシユベ、古丹別、羽幌、遠別の諸川、宗谷灣に注ぐものは聲間川、オコック海に注ぐものは猿別、頓別、幌別、興部、渚滑、網走、斜里の諸川とす此等の諸川は何れも其の沿岸の原野を灌漑し或は魚類を蕃殖し或は舟楫を通し或は木材を流下する等其の利する所少なからず

湖沼 本道の湖沼は海岸湖最も多く火山湖及び舊河床に生成したるもの其他地變に依り生したるもの之に次く海岸湖は本道の東部にあり即ちオコック海岸なる北見國には本道第一の大湖たるサロマ湖(周回二十三里七町)を始めとし能取湖(網走湖)沸沼(コムケ沼)シユブノツ沼等あり根室國には本道第二の大湖たる風蓮湖(周回十六里三十町)及びオンチト沼あり太平洋岸なる釧路國にはシチュルブ沼(牡蠣を以て有名なる厚岸湖)湖岸に石炭を産する春鳥沼あり十勝國にはチナブシ沼(湧洞湖)オイカマナ沼あり以上の海岸湖は皆魚介を産し且つ風致あるもの多し渡島國の大沼(小沼とも及び蕁菜沼は駒ヶ岳の噴出物によりて遮られて生成したるものにして鯉、鮒を産し風景甚た佳なり有珠岳の北にある洞爺湖は湖中島あり最も佳景と稱す樽前山の北にある支笏湖亦其の湖口の瀧と合せて奇景なりオサツト、マオイト、ウツナイトは中凹地帯にあり殊に遊獵に適す雄阿察岳の西麓なる阿寒湖はカバチエツポ魚を産すると風景の幽奇を以て知らる屈斜路湖は湖中島あり亦佳景なり摩周湖は同名の山嶺にある舊噴火口となす

原野

北海道は原野頗る廣大にして石狩原野、十勝原野の如きは本邦中關東平原に次くの大原野なり釧路原野、根室原野、北見國東部原野の如きも亦本邦中摺指すべき原野の中に加ふへし其他小原野多くして明治十九年以來耕作牧畜のため撰定したる地積は百九十四萬町歩餘に達し尙ほ此の他に百萬町歩内外の耕作牧畜適地あるべき見込なり石狩原野 此の原野は石狩凹地帯に位し石狩川流域の大部分を占むるものにして神居古潭の隘峽を以て上川原野と堺を劃し北西は増毛山塊の麓及び日本海に至り南西は後志山塊を限り南の一部は低丘を以て勇拂原野に連り東方一帯山に接す南北の直徑約三十里、東西廣き處之に半はし殊に南部に於て廣濶なり地勢平低にして石狩川の本支流縦横に貫流し沃土を沖積し土壤深くして地味之美、全道に冠たり是を以て數所にある泥炭濕地の外は今悉く開墾して田畑相連り開拓の業は進んで山麓傾斜の地に及ぼしつゝあり始めて此の原野を過くるもの其の地積の廣大と市村殷富の形象を視て一驚を吃する亦宜なりと云ふへし

上川原野 石狩川の上流にある原野にして本道の中央に位し四方に山を繞らし廣袤各々數里に亘り其の海面上の高さは旭川に於て三百七十餘尺とす其の土層は石狩原野に比すれば稍々淺しと雖も卑濕の地なく地味佳良にして今概ね開墾せり

富良野原野 上川原野の南方漸く狭まり丘陵を越へて富良野原野あり空知川の上流に位し地味肥沃なり

十勝原野 十勝川及び歴舟川、當縁川等の流域に在る平野にして西は日高山派を以て限りとし北東の二方も亦山陵に接し南方は太平洋に枕む南北約三十里東西略ほ之に半はし其の面積の廣きこと石狩原野の上に在り地勢高濶一望平坦の如くなれども内部を跋涉すれば河成段階の發達著しく海岸も亦段階を成せり即ち河川の兩岸には一帯の低地相連り次に一段高き臺地ありて廣き平地を成し處によりては更に第二第三の臺地相累りて以て山麓に達し臺地の面積河岸の低地に幾倍せり而して河岸の低地は肥沃なる沖積土より成り最も耕作に適するを以て卑濕の地の外は既に開墾したれとも臺地に至りては地味漸く劣り且つ概ね乾燥に失して櫛櫛の疎林をなすのみ是れ當原野の開拓石狩原野に比して大に遅々たる所以なり然れとも今や臺地の開墾に着手するもの漸次増加し殊に牧畜の經營をなすもの多きを以て今後着々事業の進歩を見るに至るへし

釧路原野 釧路川の流域にある原野なり北西に雄阿寒山、雌阿寒山を望み東は釧路川の東方にある丘陵を限り南は海に枕み北は屈斜路湖畔に至る原野の東西は概して

狭きも其の下流は阿寒川沿岸に連りて廣延七八里に達せり此の原野の欠點は廣濶なる下流の地過半卑濕にして泥炭地多く釧路、阿寒兩川の間如きは春秋大雨ある毎に河水溢れて一圓水郷となるに在り故に大改良をなすの後にあらざれば利用すること能はざるものとす上流の地も亦河岸少許の地を除くの外は肥沃なる表土薄くして乾燥に過ぐるの憂あり故に釧路原野には鳥取村、舌辛村及び弟子屈御料地の外未だ農村として看るべきものなし

根室原野 此の原野は東南の二方海に瀕し北東に千島帶山脈を望み西は漸昂して釧路國東部の丘陵に至る而して其の丘陵は甚た高からず傾斜亦緩かなるを以て遠く之を望めは開豁にして起伏を認めず故に釧路、根室の二原野は之を連續せる一大原野と認むるも亦決して不可なるにあらず根室原野の地勢は十勝原野と均しく其の大部分は高臺地にして河岸の低地は十勝原野よりも少なし従て肥沃なる地積少なく且つ氣候冷濕なるを以て耕作よりも寧ろ牧畜に適するものとす

北見東部原野 北見國の東部に在りて網走、斜里二郡に跨る而して北は海に枕み他の三方は山趾に至り頗る廣大にして一望平坦なるか如しと雖も其の過半は臺地若くは丘陵に屬せり斜里川沿岸には廣き平低地あれとも卑濕の地多きと交通の不便とに

よりて開拓の業未だ盛ならず網走川沿岸も亦膏腴の地割合に多からず然れども當原野の臺地は比較的肥沃にして十勝原野に比すれば地味稍々勝る所あり

右原野の西方に常呂川沿岸の原野あり上部下部に分れ地味肥沃にして尙ほ開墾中なり、湧別川沿岸の原野は渚滑川沿岸の原野と共に北見國に於て農業最盛の地とす

天鹽原野 本道第二の長流なる天鹽川一帯の原野にして川に沿ふて數十里に延長し左右は山にして下流は日本海に面せり而して上流の地即ち上川郡に屬する部分は土地廣く地味甚だ肥沃なるを以て鐵道の開通するや農民陸續移住し數年ならずして其の大部分を開墾せり中部の地即ち中川郡に屬する部分は幅稍々狭しと雖もチエブンピウカ等は地味膏腴にして盛に開墾しつゝあり其の下御料農地も亦開墾に着手せり下流即ち天鹽郡の部分は甚だ廣濶なれども泥炭濕地多きと交通の不便とによりて開拓の業遅々たる状況にあり

尻別川沿岸原野 蝦夷富士の稱あるマクカリヌブリの北東なる尻別川沿岸原野は即ち俱知安原野にして地味沃饒諸穀豐熟す同山の南西なる尻別川支流マクカリベツ川流域の原野は俱知安に比すれば地味稍々劣ると雖も亦農耕に適し移民多し之より尻別川は山間を過ぎ磯谷郡に至りて又一帯の原野あり地味豊沃なり

其他の諸原野 渡島國に龜田原野、厚澤部原野あり共に本道に於ては最も早く開けたる所にして水田盛なり駒ヶ岳の裾野は火山灰にして地味不良なり後志國には太櫓原野、利別原野、朱太川沿岸原野、岩内原野、余市原野あり其の内利別原野較々廣く余市原野最も能く開拓せり膽振國の西部には遊樂部川沿岸原野、長萬部川沿岸原野、有珠原野あり皆能く開墾せり膽振國の東部は勇拂原野にして南は海に枕み北は低丘を以て石狩原野に連り地積廣大なれとも厚く火山灰を覆ひて厚真及び鵝川沿岸の外は未だ殆ど開拓せず日高國には沙流、静内、舞元、浦河、幌別諸川の沿岸を重要なる原野とし釧路國には鹿路、茶路、音別の諸川沿岸に小原野あり天鹽國には留萌、オピラシユベ、コタンベツ、羽幌、遠別諸川の沿岸皆肥沃にして概ね開墾せり北見國には聲間、猿別、頓別、幌別、興部の諸川沿岸に原野あり其の諸原野僅に開墾に着手せるのみなるは交通の不便之を然らしむるものなり以上の外尙ほ數多の小原野あれとも一々枚舉せず

地質

本道の地質に就ては既に北海道地質報文の在るあるを以て茲には極めて簡略に述べんに本道中分布の最も廣きは第三紀層と火山岩にして第四紀層古生層之に次ぎ、古生

層接續岩、中生層古火山岩之に次く

火山岩は重に輝石安山岩にして千島帶山脈に並に渡島山脈の骨髓をなし後志山塊の大部及び東北山脈南東部の骨髓を構成して廣き地積を占領し又増毛山塊其の他處々に露出し建築材として廣く用ひらる

古火成岩は重に花崗岩にして日高山脈の骨髓を成し南北に連亘す其の他後志國西南部の數處、天鹽川上流の數處及び北見國近太蟲附近に露出するも其の地積皆狭小なり古生層は日高山脈に於て古火成岩の兩側に在り殊に其の西側に於て地積廣し其の他古火成石の附近及び千軒山脈の一部、石狩國神居古潭の附近、枝幸砂金産地の附近、北見國東部等に露出す而して此の岩層の古火成岩に伴ふ場合は其の間に古生層接合岩を挟む是れ古火成岩の作用を受けて變質せるによるなり本道の砂金は多く古生層と關係を有せるものゝ如し

中生層は石狩國幾春別炭山の東方日高國浦河の附近、天鹽川の支流アベシナイ川附近より北見國頓別川上流に至る一帯の地及び宗谷岬附近等にあり其の面積は廣からざるも化石を産すること多きを以て注目を惹けり

第三紀層は前記各地質の地を除ける外の山嶺丘陵及び高臺地を占領し其の面積頗る

廣大なり而して太平洋に面する地方に在りては其の上に概ね多少第四紀に噴出せる火山灰を被覆し之に腐植土を混して砂質壤土を成せり又層中石炭石油等の有用礦物を藏せり

第四紀層は各處の低原殊に河川の沿岸に發達し就中中央凹地帯に於て最も廣き地積を領せり而して勇拂原野及び駒ヶ岳裾野の外は概ね肥沃なる土壤を冲積し最も農耕に適せり

邦制地理

區 畫

明治二年八月本道を分て十一國八十六郡となせし以來國には變更なく郡には少しく變更あり又新に區を設け八十七郡三區となる左の如し

石狩國(一區九郡) 札幌區、札幌、石狩、厚田、濱益、夕張、空知、樺戸、雨龍、上川
後志國(一區十七郡) 小樽區、小樽、高島、忍路、余市、古平、美國、積丹、古宇、岩内、磯谷、歌棄、壽都、島牧、濱柳、太櫛、奥尻、久遠
渡島國(一區六郡) 函館區、爾志、檜山、松前、上磯、龜田、茅部

膽振國(八郡) 山越、虻田、有珠、室蘭、幌別、白老、勇拂、千歳、
日高國(七郡) 沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉、
十勝國(六郡) 廣尾、十勝、中川、河西、河東、上川、
釧路國(六郡) 足寄、川上、阿寒、白糠、釧路、厚岸、
根室國(五郡) 根室、花咲、野付、標津、目梨、
千島國(九郡) 國後、色丹、振別、擇捉、紗那、藥取、得撫、新知、占守、
北見國(八郡) 斜里、網走、常呂、紋別、枝幸、宗谷、禮文、利尻、
天鹽國(六郡) 上川、中川、天鹽、苫前、留萌、増毛

本道の郡は概ね松前氏以來の請負場所に據りて設けたるもの即ち一請負場所を以て一郡となし又面積の大なる場所は割て數郡となしたるものにして今日より之を觀れば決して適當なる區畫と云ひ難きものあり隨て此の郡を合せたる國も亦適當の區畫と云ふ能はずと雖も支廳別の如き行政區畫に比すれば其の變更甚た少なきを以て諸種の統計の如きは多く國郡區別に由れり是れ國郡區別の輕視すること能はざる所以なり

行政區畫は必要なるも後章行政組織の部に掲ぐるを以て茲に略す

都會村落の概況

松前氏管轄の頃は今の渡島國の地を以て和人の住處となし其の以外を蝦夷地と稱し唯アイヌの部落あるの外和人の出稼するに過ぎざりしか安政年間幕府の直轄するに及ひ一般に移住を奨勵し殊に開拓使以後は大に拓殖に努めたるを以て奥地にも處々に村落を成し都會を生ずるに至れり其の現状の大略を記せん

●**函館** 本道の關門にして本道南東海石地方の商權を握り又安政以來の開港場として繁昌し人口八萬七千餘を有し、電燈、電話、水道、馬車鐵道等完備し又一萬噸の大船に入るべき船渠あり富豪多く家屋亦廣大堅牢なるもの多し實に本邦中有數の都會なり

●**小樽** 函館と共に本道の關門にして本道西北海岸地方並に富饒なる石狩原野の貨物集散地として著しく發達し今や人口八萬六千餘となり電燈あり電話あり明治三十年以來築造しつゝある防波堤も亦明年を以て竣工せんとす市街の體裁は未だ函館に及はずと雖も商業の活潑なるは却て函館に勝るの勢あり

●**札幌** 石狩原野の西南部に在り全道の首府にして北海道廳、札幌農學校其他官衙學校の類多く又釀酒製麻、製粉等の工業盛んにして人口六萬以上に達し街衢整正、道路廣潤、都市の規模全道に冠たり

●**旭川** 本道の中央、上川原野に在り第七師團の所在地にして又酒精、燐寸、軸木等の工

場あり最も急速の進歩となし人口二萬一千餘を有せり市街の規模は札幌に似て區畫
整正碁局の如し今後益々發達すへき勢あり

岩内 岩内支廳管内の市場にして其の附近は最も漁利に富み且つ岩内原野を控へ
又硫黄山、石炭山あるを以て繁榮し人口一萬三千餘を有せり

釧路 本道東部の要港にして其の附近は漁利多く又炭山に富み紙料會社の工場等
あり而して釧路線鐵道の敷設により十勝國の貨物を吞吐するに至れるを以て近年著
しく發達し人口一萬三千に達し尙益々進歩すへき景況あり

根室 根室千島兩國の要地にして人口一萬二千餘あり根室國及び國後島の漁業資
本は當地の富豪によりて供給せられ従て其の貨物も亦多く當港に集散せり唯陸地の
事業進歩せざるを以て市街の發達遅々たるを免れず

室蘭 炭礦鐵道の一方の起點として石炭木材の輸出多く外國船の入港するもの少
なからず人口九千以上あり

江差 昔時本道西部の商權を握り甚だ繁昌せしも漸次其の關係區域を縮少し殊に
近年其の附近鯨漁衰退によりて市況振はず人口著しく減して一萬以下に下れり

福山 昔時松前氏の治所にして戸數三千と稱し最も繁盛なりしか明治維新以後漸

衰へて今は人口五千七百に過ぎず然れとも古刹其の他名勝多く尙ほ昔時の面影を止
め游子をして坐ろに懷古の情に堪えさらしむ

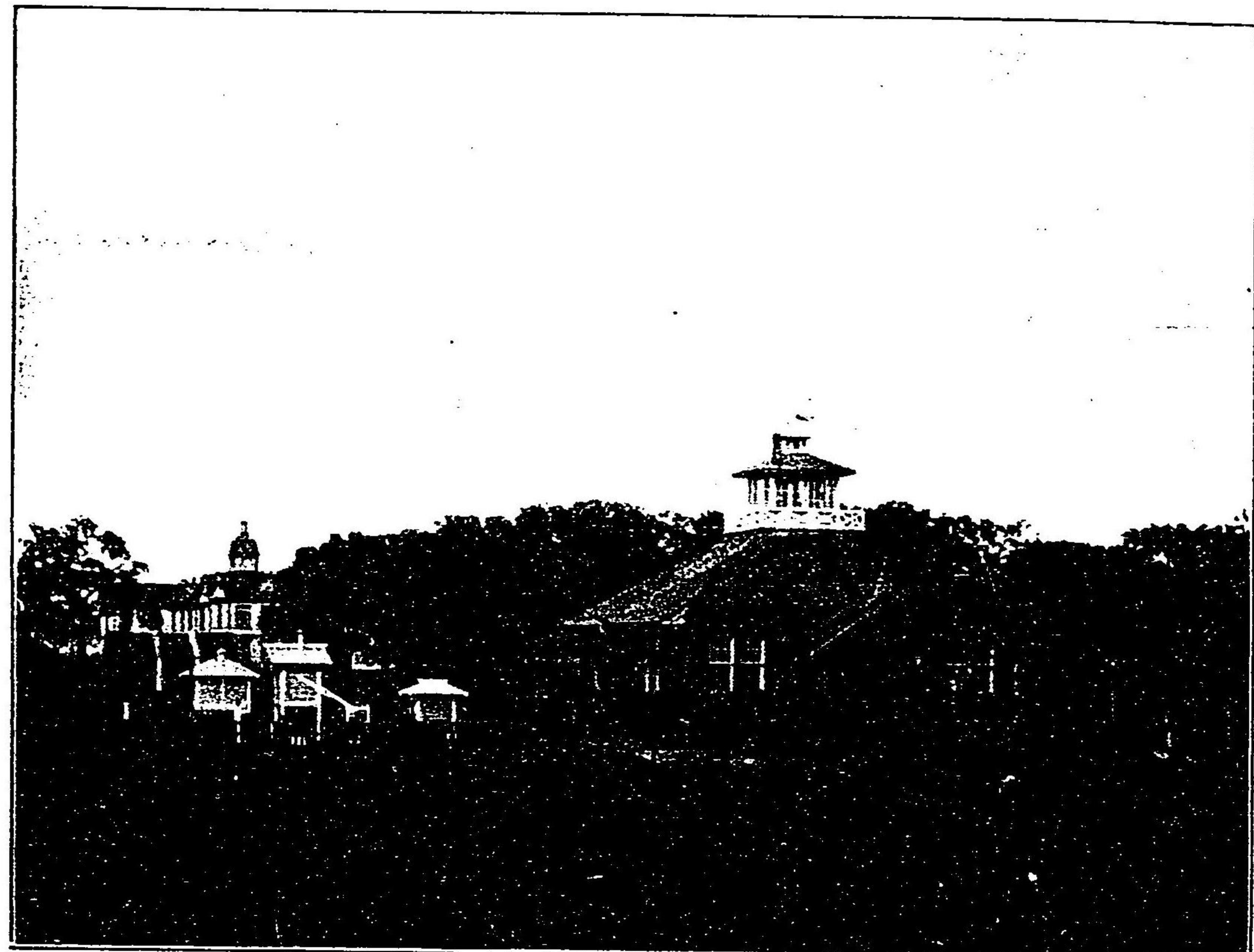
其他の都會 右に掲ぐる都會の外後志國の壽都、余市、石狩國の岩見澤、釧路國の厚岸、

北見國の稚内、網走、天鹽國の増毛、留萌の如きは何れも其の地方の市場として人口數千
を有せり増毛町、余市町、岩見澤町は人口一萬以上なれども市街の人口は數千にして其の他は市外に散在す

漁村 本道は先づ漁業によりて開けたるにより漁村の發達は比較的早くして漁利
のある處部落あらざるなく斷崖絶壁の下尙ほ往々漁舍を構ふるに至る殊に西海岸は
本道第一の産物たる鯨漁の利最も多きにより漁民亦多くして漁家櫛比する處少から
す且つ處々に宏麗なる建物を見る而して漁期は數多の雇漁夫等奥羽其の他の地方よ
り入來るか故に殊に殷賑なりとす始めて本道の沿海を航行する人、海岸に人烟の盛な
るを見て一驚を吃するは全く漁村の發達によるなり

農村 農村は漁村より後れて成形し且つ今尙ほ成形せられつゝあり渡島國の農村
は最も古くして其の景象奥羽地方に異ならず石狩、後志、膽振、日高諸國の農村は開拓使
以後に開け殊に石狩原野の大部分は二十年以來の開拓に係ると雖も其の發達頗る急
にして稻田麥畝相連り牛鳴馬嘶鶏犬の聲と相和し家屋も漸次改築し田畝の區畫廣大

にして盛んに馬耕をなしつつあり諸種の設備は未だ府縣の農村に及はずと雖も其の生氣を帯ふると生計の豊かなるは遙に府縣の農夫に勝れり十勝天鹽の原野は皆十數年以後の創始なれとも亦好農村少なからず北見國の東部亦數個の好農村あり而して本道の農家は殆ど皆自己の耕作地内に住居し密居するもの極めて稀なりと雖も處々に商人其の他雜業者の密集せる小市街ありて農村の市場となるを以て不便を感ずることなし新移住地に至りては今開墾中にて茅屋點在し畑には株根を存し甚だ亂雜の状態に在りと雖も年亦一年進歩して數年の後には好部落をなすに至るへし



札幌一等測候所



北海道の雪景

札幌一等測候所

北海道中一等測候所三箇所、二等測候所七箇所を設けて氣象を觀測す
札幌測候所は札幌區の北西部に在り
明治九年の創立にして同二十三年圖に示す所の建物を建築す圖の左方樹間に見ゆるは札幌農學校なり

北海道の雪景

北海道の積雪は數月間に亘り其の間一面銀世界となり甚だ清潔なり雪中槓を用ひて運搬す亦輕快を極む

井川 冽

一望何曾著點埃、山河雪霽白皚々、
堅氷鎖盡津頭水、人度玻璃盤上來、

第二章 氣象

北海道は本邦の北部に位するを以て氣候較々寒冷なりと雖も世人の想像するか如く甚しからず只冬季白雪地を蔽ふの期間稍々長さも春季に至れば溫度俄に昇騰し夏季は高温となり殊に内陸地方にありて炎熱堪へ難き時に至るも朝夕は甚だ涼しく頗る人身を快ふするに足る是を以て植物能く成育し穀菽能く登熟し又人身に適し衛生に可なり左に項を分ちて氣候の概要を叙すへし

沿革

- 明治五年 七月函館に測候所を設置す
- 同 九年 九月札幌に測候所を置く
- 同十一年 四月留萌に測候所を置く十三年廢す
- 同十二年 七月根室に測候所を置く
- 同十三年 三月札幌小樽に五月函館に暴風信號標を建設す爾後所々に建設す

- 同十四年 五月増毛に測候所を設く十八年八月廢す
- 同十六年 是歲六月中旬より八月下旬まで降雨甚た少なく非常の旱魃なり
- 同十七年 六月壽都に測候所を設く○是歲氣候不順溫度低くして凶作なり
- 同十八年 八月宗谷に測候所を置く
- 同十九年 八月襟裳に測候所を置く○是歲氣候適順にして豊作なり
- 同二十一年 五月北海道測候所規程を定め札幌函館根室を一等とし其の他を二等とす是より先き一日三回觀測なりしも改めて一等は毎時二等は六回觀測とす測候所規程は爾後數回○七月上川測候所を設く
- 同二十二年 一月札幌其の他に始めて天氣豫報揭示場を設く○三月襟裳測候所六月宗谷測候所を廢し其の地の觀測を燈臺に囑託す○六月釧路測候所を標茶に設く
- 同二十三年 三月網走測候所を設く○是歲溫度高く穀菽豊熟す
- 同二十五年 一月十勝三等測候所を帶廣に設く二十六年二等に進む
- 同二十八年 是夏マクカリスプリ山頂に高層氣象觀測を施行す
- 同二十九年 是夏利尻山頂に於て臨時氣象觀測をなす
- 同三十年 是夏雌阿寒山頂に高層氣象觀測を施行す

- 同三十一年 九月九日未曾有の大洪水ありて慘害を極む
- 同三十二年 四月石狩十勝釧路の三川に關する出水豫報心得を發布す○八月利尻山頂に高層氣象觀測を施行す
- 同三十五年 九月紗那二等測候所を設く
- 同三十六年 宗谷燈臺託囑氣象觀測を廢止す○十月石狩郡上手稻村字西野に於て山側氣象觀測をなす
- 同三十七年 一月天鹽國上川原野氣象調査の目的を以て名寄に特定氣象調査所を設く十二月限り閉所す○十月札幌郡琴似村三角山に山側氣象觀測を施行す○是歲氣候適順にて豊作なり
- 同三十八年 一月膽振國虻田郡俱知安村に特定氣象調査所を設置す

氣象概況

本道には目下函館襟裳壽都十勝札幌根室釧路上川網走紗那十ヶ所の測候所あり今其の觀測により尙ほ其の他の調査を参照して本道氣象の概略を左に述べん

溫度

本道十ヶ所の各測候所の觀測に依れば年平均は華氏寒暖計にて函館の四十七度一分より紗那の三十九度七分の間にありて南西部に高く北東部に低し而して沿海地方にありては海上氣象の影響を受くること大なるを以て一年を通して溫度の較差少なく即ち冬季甚しく寒冷とならざるに反して夏季も亦炎熱酷烈ならず然れども内陸に至りては之に反して海上氣象の影響を受くることなきを以て寒暖の差異頗る大にして冬季寒氣凜烈となり時としては零下三十度以下に降ることあり本道の寒氣は府縣人の想像して嫌忌する所なるも決して恐るべきものにあらず殊に薪炭豊富なるにより之を凌ぐこと容易なり又内陸の夏季は酷暑燠くか如く九十五度以上に達すること敢て珍らしからざるも晝夜溫度の差亦大にして朝夕は凌ぎ易し是れ本道の最も避暑に適する所以なり

一年中の最寒月は一月にして内陸地方最も低く十勝の十二度七分を最とし上川の十三度五分之に次ぎ南部最も高くして襟裳の二十六度八分を最とし函館の二十六度一分之に次ぐ又最暖月は八月にして南西部に高く函館の七十度二分を最とし壽都の六十九度六分札幌の六十八度九分之に次ぎ東部に低くして紗那の五十七度六分を最とし根室の六十二度八分之に次ぐ然れども其の高低の極數に至りては孰れも内陸地方にありて最高極は十勝の九十六度八分及び上川の九十四度八分を最とし最低極は上川の零下四十一度八分及び十勝の零下三十六度四分を最とす

風

風向は概して冬季は北西風多く夏季は南東風多く春秋二期は兩風相半はず又風力は海岸に強く内陸に弱きを常とし冬春に強くして夏秋に弱きを例とす從て暴風も亦海岸に強烈にして而も冬春の候に多し今各測候所を比較するに暴風日數の最も多きは壽都にして一ヶ年間に二百八十八日あり之に次ぐを紗那の二百三十六日とす最も少なきは十勝にして一ヶ年間僅に十一日之に次ぐを上川の十三日とす

濕度

年平均より云へば襟裳の八十六パーセント餘より十勝の七十五パーセント餘に至り季節を以て云へば各所とも春季最も乾燥し而して上川は冬季最も濕潤なれども其の

他は夏秋の候最も多湿なり殊に太平洋岸に位する地方は夏季湿度甚た高し是れ此地方は夏季に流行する南東風によりて太平洋上より濕潤せる空氣を送り來るによるなり之に反して冬季は北西風流行し日本海より齎し來る水蒸氣の多量は山脈に衝突して雪と化して降下し空氣乾燥して南東地方に至るを以て太平洋岸に沿ふ地方の冬季は湿度甚た少しとす

降水 (雨雪)

降水量の最も多きは紗那にして年總量千三百耗(四尺三寸)に達し之に次くは津輕海及び日本海に面する地方と中部の内陸にして千耗(三尺三寸)を測り最も少なきは北見地方にして七百耗二尺三寸餘乃至八百耗二尺六寸餘に過ぎず他は其の中間にあり又月を以て云へは一月最も少くして九月最も多く四季に區別すれば冬春に少く夏秋に多し又天氣日數に就て云へは快晴は一ヶ年を通して十勝の四十四日を最多とし上川の十三日を最少とす降雨日數は南西部に多く北東部に少くして函館の百三十一日より網走の九十三日間にあり而して一ヶ年中九月は最も降雨頻繁にして北見地方を除き他は皆約月の半はを占む降雪日數は西部及び内陸地方に多くして上川の百二十三日

を最多とし南東部少くして襟裳の七十日を最少とす是れ冬季は北西風卓越するを以て日本海より齎らし來る所の水蒸氣は概ね主山脈に衝突して多量の雪と化し下降するによるなり之に反して太平洋に面する地方は多量の水蒸氣を放下したる後らなるを以て空氣乾燥し降雪少し

初雪の最早は上川の十月二十二日最遅は襟裳の十一月七日にして終雪の最早は壽都の四月十三日最遅は紗那の五月十四日とす又根雪の最も早きは上川の十一月十八日遅きは函館の一月十日にして消雪は函館の三月二十九日を最早とし根室の五月十三日を最遅とす故に函館は白雪地を蔽ふの時期最も少くして一箇年に四十日長きは上川にして百五十二日とす而して全道に於ける積雪の分布を見るに日本海に面する地方最も多くして最深は虻田郡俱知安地方の六尺とし樺戸濱益増毛美國地方之に次ぎて五尺に達し天鹽國內陸北見國北西部の四尺又之に次く最も少きは日高膽振の沿岸渡島南東部の沿岸にして一尺以下にあり之に次くを前者の稍々内陸及び釧路根室北見の南部として約二尺に達し其の他の地方は概ね三尺内外とす

霜

初霜の最早は紗那にして平年九月二十三日、次は釧路十勝の九月二十六日とす最遅は壽都の十一月三日にあり其の他は概ね十月初旬にて札幌は十月二日とす年によりては厚霜早く結ひて作物を損害することあり終霜は襟裳の四月二十九日より十勝の六月二日の間にあり札幌は五月中旬とす農家は其の地に於ける終霜の季節を豫想し作物の害を受けざる様播種するを例とす終霜の遅き地に於て妄りに早く播種するときには霜害の憂あり

海霧

海霧は太平洋方面に最も多くオコーツク海之に次ぐ就中最も甚しきを釧路根室千島の南東海岸とす日本海に至りては甚だ僅少なり蓋し太平洋方面に多き理由は其の暖流區域内の空氣か東南風に送られ寒流區域内に入り冷却するによるなり海霧の季節は四月より八月に至る間に於て殊に六、七の兩月に多し冬季に至ては極めて稀なり而して白神岬より襟裳岬に至る間及び宗谷海峡紗那地方は六、七月の候一箇月十日内外に達し襟裳岬より擇捉島に至る太平洋方面は四、五月の候既に一箇月十日以上となり六月より八月に至る間は一箇月二十日以上に達せり故に此の際此の方面に於ける船

舶の航行は危険なるを以て時としては數日間空しく港内に滞在し若くは洋上に假泊することあり

海霧は稀に暴風に際して起ることなきにあらずと雖も普通風力の微弱なる時に起るものとす又海霧の季節は陸地の溫度海上の溫度より高きか故に陸に入るに従ひ漸次消滅するものとす又一日中に在りては夜間に多く晝間に少なし殊に日の南中より前後四十五度の高度にある際は溫度上昇するを以て海霧も亦多少消散するか故に船舶は此の時を選ひて海峡を通過し又は港灣に出入するを便とす

流水

海霧に次ぎ航海者の恐るゝを流水となす硫水の来るや沿海一帯を封鎖し船舶は爲めに航海を杜絶し漁業は爲めに休止し地方の發達を阻害すること尠しとせず流水の區域は千島北見根室の沿海にして釧路十勝に至り漸く減するものとす其の季節は早きは十二月中に起ると雖も普通一月初旬に始まり四月下旬に終り稀に五月に亘ることあり

流水去來の狀況を察するにオコーツク海沿岸の海水凍結せるもの溫度の變化により

龜裂分離し潮流と風勢とによりて漂來するものゝ如し而して其の初め樺太の東岸に起り漸次南下して直に北見東部の沿岸に達し或は宗谷海峡に至り分れて二派となり其の南西に流るゝものは利尻島附近に至りて消滅し他は北見海岸に沿て東し前者と合して知床岬を廻り或は根室灣に至り或は國後擇捉の方面に至り水道を通過して太平洋に流出し茲に親潮海流によりて來る所の流水と合して更に西南に流れ風向によりては釧路十勝の海岸を襲ひ襟裳岬附近に至りて消滅するか如し今明治二十五年より三十九年に至る十五ヶ年間の調査により各地に於ける流水去來の期季を示せば左の如し

調査地	平流年水		最初期		平流年水		最末期		平年初終中間日數
	年	水	期	日	年	水	日		
宗谷岬	一月二十二日		廿七年十二月三十日	三月十四日	廿八年四月廿二日		五十七日		
枝幸	一月二十日		廿七年十二月卅一日	三月十六日	廿八年四月廿五日		五十五日		
網走	一月十六日		卅一年一月五日	四月十二日	廿八年五月八日		八十八日		
紗那	二月八日		卅五年一月廿四日	四月二十一日	卅三年五月三日		七十二日		
落石崎	二月四日		卅五年一月廿六日	三月二十二日	卅三年四月十二日		四十六日		

流水の初終期は右の如くにして其の間亦風向の變化によりて去來せり即ち風向の陸地向ふときは數間時にして海面を封鎖し滿目皚々たる氷原に化するも風向の之に

反するときには蕩然として退去し蒼海復た一點の氷塊を見ざるに至るなり

統計

平均溫度 (華氏)

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
網館	26.2	26.0	25.4	24.7	23.9	23.7	23.3	22.2	21.7	21.2	20.7	20.8	21.1
襟裳	26.8	27.1	27.9	28.5	29.0	29.6	30.2	30.9	31.2	31.8	32.4	32.7	31.8
十勝	27.7	27.7	28.5	29.2	29.7	30.3	30.9	31.6	32.1	32.7	33.3	33.7	32.7
札幌	27.7	27.7	28.5	29.2	29.7	30.3	30.9	31.6	32.1	32.7	33.3	33.7	32.7
根室	28.0	28.3	28.9	29.6	30.1	30.7	31.3	32.0	32.5	33.1	33.7	34.0	32.8
銅路	28.0	28.3	28.9	29.6	30.1	30.7	31.3	32.0	32.5	33.1	33.7	34.0	32.8
上川	28.5	28.8	29.4	30.1	30.6	31.2	31.8	32.5	33.0	33.6	34.2	34.5	33.3
網走	29.6	29.9	30.5	31.2	31.7	32.3	33.0	33.7	34.2	34.8	35.4	35.7	34.5
紗那	29.4	29.7	30.3	31.0	31.5	32.1	32.8	33.5	34.0	34.6	35.2	35.5	34.3

備考 各測候所とも累年平均を示す以下の表之に同じ

平均最高氣溫 (華氏)

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
那走川	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
上川	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
銅路	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
根室	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
十勝	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
襟勝	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
國都	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
紗那	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七

平均最低氣溫表 (華氏)

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
那走川	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
上川	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
銅路	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
根室	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
十勝	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
襟勝	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
國都	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
紗那	六二(二)	六〇	七〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

絕對最高最低氣象表 (華氏)

測候所	最高	最低
那走川	八二(一)	二〇
上川	八二(一)	二〇
銅路	八二(一)	二〇
根室	八二(一)	二〇
十勝	八二(一)	二〇
襟勝	八二(一)	二〇
國都	八二(一)	二〇
紗那	八二(一)	二〇

測候所	最高	同上年月日	最低	同上年月日
那走川	九三	三十七年八月二十日	(一)	二十四年一月廿九日
上川	九三	三十七年八月二十日	(一)	二十七十二月三十一日
銅路	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十五年一月廿四日
根室	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十五年一月廿六日
十勝	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十五年一月廿五日
襟勝	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十五年一月廿五日
國都	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十五年一月廿五日
紗那	九三	三十七年八月二十日	(一)	三十七年二月八日

平均濕度 (飽和一百)

降雪日數表

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
函館	四〇	三九	七四	一〇九	二一八	二二九	一四六	二二九	二六二	一四九	一三九	八二	一三六
襟裳	一八	二二	四三	七九	一〇九	二二八	二二六	二二二	二六二	一四九	一三九	八二	一三六
十勝	〇	〇	二	六	一六	二四	三三	三三	三三	二六	二五	七四	六〇
札幌	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
根室	一七	一六	三	八	二六	三七	三三	三三	三三	二六	二五	七四	六〇
上川	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
網走	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
紗那	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

降雨日數表

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
函館	二七	三三	四六	六八	八九	九三	九二	一〇九	一二九	一二九	一二九	一二九	九四
襟裳	二七	三三	四六	六八	八九	九三	九二	一〇九	一二九	一二九	一二九	一二九	九四
十勝	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
札幌	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
根室	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
上川	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
網走	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
紗那	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

降水量(耗)

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
函館	五七九	五八二	六八八	七六六	七六六	九二一	一四六九	一四〇〇	一七三〇	一七三〇	一八七	八〇二	一七六〇
襟裳	二九二	一八九	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
十勝	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八
札幌	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八
根室	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八
上川	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八
網走	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八
紗那	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八	八七八

測候所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
函館	七九	七六〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
襟裳	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
十勝	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
札幌	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
根室	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
上川	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
網走	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
紗那	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇



營幕の員量測地民殖



分刈の線量測地民殖

測量員の暮營

測量員が殖民地に供すへき未開原野に入り土地の撰定若くは區畫測設に従事するには先づ雨露を凌ぐへき住居を設けざるへからず其の住居は即ち天幕を張りたるものにして測量員の多くは一箇年の内過半は斯かる處に起居するなり

測量線の刈分

未開原野には樹林あり草原あり樹林には天然の儘樹木生長し樹下笹若くは雜草を生し草原には種々の雜草繁茂し其の長さ人を没す故に之を測量するには先づ見通し線の刈分をなさる可らず此の圖は即ち草原刈分の景を寫したるものなり

第三章 土地處分

地理の章に述べたるか如く本道は原野廣大にして耕作牧畜に適するを以て之を處分し之を開拓せんことは最も緊要の事に屬せり是を以て開拓使に於ては之を經營に苦心し或は土地を付與し或は廉價に拂下げ農民には金品を給して開墾に従事せしめ其の成績稍々觀るへきものなきにあらすと雖も當時全道原野の實況は未だ詳かならず拓殖の大方針尙ほ定まらず拂下の土地は年を経るも多く開拓せられざりき因て北海道廳に至り從來の經驗と氣運の進歩とを考へ直接企業者を保護するの却て得策にあらざるを知り土地は先づ貸下げ成功の後拂下(明治三十年以後は付與)くることゝなし殖民地撰定の業を起して全道原野の大體を明にし次て殖民地を區畫して土地處分の手數を簡便ならしめ又原野に道路を開き排水をなし土地の改良を圖る等間接に便益を企業者に與へたり此の處置は土地開拓上大なる効果を奏し土地の貸付を出願するもの益々増加せしのみならず其の開拓の成績亦甚だ佳良なりき然れとも本道原野の廣大なる既に處分を終りたる土地は未だ其の半に達せず尙ほ未開の原野多きを見る乃ち土地處分の事今後益々重要なりと云はざるを得ず

沿革

- 明治二年 七月諸藩知事及び華士族平民蝦夷地開拓を請ふものは土地分與を許す
- 十一月米價騰貴に付無産士族の困窮を憐み歸農するものに土地を與へ開墾せしむ
- 同月在住官吏開墾志願の者は土地を割渡す旨を諭す
- 同四年 正月官員農商を問はず開墾志願者は地所を割渡し開墾料給與の方法を定む
- 九月各郡永住人借用宅地及び開墾地を其の私有地と爲す
- 同五年 六月札幌管轄諸郡に於て開墾出願者は検査の上一戸に付十萬坪を限り割渡すへき旨を達す
- 九月北海道地所賣貸規則及び地所規則を定む
- 土地賣下は一八十萬坪を限りとし着手後十箇年間除租す
- 賣下地價は千坪に付上等一圓五十錢、中等一圓下等五十錢とし賣下の後上等地は十二箇月中等地は十五箇月、下等地は二十箇月を過ぎ事業に着手せざるときは上地せしむ
- 又採礦獵漁等殖産興業の見込あるものには土地を限年貸付し諸工業の新發明或は水陸運輸の利を興すものには其の功業の大小に準して若干の土地を付與す
- 又地所規則に於ては私有地は七箇年間除租すること、寄留人の拜借地も既に開墾營構等をなせるものは私有地とすること、山林川澤從來土人等

漁獵伐木せし地と雖も深山幽谷にあらざる限りは區分を立て持主或は村請に改め十箇年間除租すること、永住及び募移者にして一家の力を以て三箇年間に開墾する土地は年々檢地の上地價を徵せず私有地とすること等をも規定せり

●同七年 七月移住農民給與規則を更正し入籍より一家の力を以て三年間に開墾したる土地は地價を徵せず毎歲檢地の上私有地となす

○十二月全道漁場並に昆布場にして其の自費新開に係るものは自今五箇年間現品税及び地租を免除す

十一月五月開墾の多寡を精査し更に二箇年乃至五箇年除租す

●同八年 五月家祿奉還資本金受取者家産營業の爲め山林荒蕪地拂下規則を定め一人十萬坪に限り地所賣貸規則定むる所の地價の半額を以て拂下け二十箇年間除租とす

○八月太政官布告第百三十二號により公用土地買上規則を布達す

●同九年 十二月太政官布告第百一十六號を以て北海道の地租を地價百分の一と定む

●十年 十二月前年北海道の地租を制定せられたるに付地所の種別制限及び地券申請證印税の件を定む

又同時北海道地券發行條例を發布し土地丈量地價査定地券調製地所種類の區分制限を規定する總て五十八條

同十二年二月 北海道地所規則發布以前則に渡したる海産干場は本籍寄留の別な

く無代價私有に屬せしむ○六月函館支廳官有地拂下出願手續を定む既にして札幌本廳根室支廳亦官有地賣買取扱順序を定む

●同十五年 二月廢使置縣○五月三縣令公立學校維持の爲め山林原野五十萬坪を限り無代價下付を稟請し允裁を得

●同十六年 六月三縣とも移住士族取扱規則を發布し其の一戸の耕宅地は凡一萬坪とし墾成したる地所は千坪五十錢を超へざる代價を徴して私有地とす

●同十九年 二月廢縣置廳○六月閣令第十六號を以て北海道土地拂下規則を定め官有未開地は一人に付十萬坪以内盛大の事業は此の制を貸下け貸下期限は十年以内とし耕宅地は毎年海産干場及び牧場は隨時其の成功を點檢し全部成功の後素地代價千坪に付一圓の割合を以て拂下く不成功なるときは返地せしめ若し返地内に於て既に伐木したるものあれば相當の樹木代價を納めしむ拂下の土地は其の翌年より十箇年後にあらされは地租及び地方税を課せず○八月道廳甲布達第八號を以て北海道土地拂下規則施行手續を定め土地貸下願書、方法書の様式貸下、期限の標準、事業功程の届出、拂下返地、讓渡及び従前賣下けたる土地に關する手續等を規定す○八月始めて殖民地撰定の業を起す

●同二十年 六月廳令第六十一號を以て官有地貸下規則を定め官有既成地及び北海道土地拂下規則に據り難き土地は借地料を徴して貸下を許す又民有各種の土地檢査手續を定む

●同二十一年 二月廳令第十號を以て海湖沼池埋立規則を定む

●同二十二年 六月法律第十八號を以て北海道開墾地にして明治二年以後有租地となりたる田畑及び郡村宅地は同二十二年より同三十一年まで特に地租、地方税を免除す其の現に開墾期中のものは其の満期の翌年より尙ほ十箇年間地租、地方税を課せずと定めらる又閣令第二十號を以て北海道土地拂下規則中拂下の土地は翌年より二十箇年の後にあらされは地租及び地方税を課せずと定めらる○是歲石狩國新十津川村移民地を區畫す是れ殖民原野區畫の嚆矢なり

●同二十三年 三月勅令第五十五號を以て北海道官有未開の土地拂下貸下は従前の規則に依らしめ會計法に規定せし方法を用ひす○四月官有地貸下規則を改め既墾地は總て競争入札法に據り未開地は本則に據り競争に付せず其の貸地料を地價百分の一とす○七月勅令第三百三十五號を以て官有地特別處分規則を定む○九月法律第七十九號を以て屯田兵土地給與規則を制定せられ給與地の面積及制裁を設け二十八年十

一月勅令第五百十三號を以て給與地取扱規則を定め給與地の取扱手續順序を規定す
越へて三十九年四月に至り法律第四十一號を以て給與規則廢止實行と共に公有財産
營造物事業權利義務繼承に關する件を規定せらる 屯田兵は明治八年石狩國札幌郡三
十二年天鹽國上川郡飯淵村士別村に募移せしに始まり明治三十
十七年にして兵は一人に付給與地一萬五千坪下士は一人に付給與地二萬計七千三百三
の地積總計二億二千五百五十八萬八千一百五十六坪餘あり其の成績は土地の開墾否農業
の技能如何に依りて一様ならずと雖も地味概ね肥沃なりと多數團結して未開地に入
買開拓の率先を爲し拓殖なりに ○十月第二部に殖民課を置き殖民の方法、殖民地撰定、及
ひ移住案内に關する事を掌る ○十一月勅令第二百七十五號を以て官有財産管理規則
を發せらる ○同月勅令第二百七十六號を以て官有地取扱規則を發布せらる ○十二月
應令第七十四號を以て水面沼埋立並に使用出願手續を定め北海道海湖沼池埋立規則
を廢す

●同二十四年 三月北海道殖民地撰定報文を發刊す ○四月應令第十五號を以て各便
宜の地に地理課派出所を設け土地貸下拂下に關する事等を取扱はしむ

●二十五年 十二月團結移住に關する要領を定め各府縣知事に照會す其の團結は三
十戸以上とし貸下停止中の區畫地と雖も殊に其の部分を貸付豫定地となし三年以内
存置することゝなす

●同二十六年 三月應令第五號を以て土地拂下規則施行手續を改正す改正の要點は
第三條により貸下くへき土地は區畫を施し毎年公告する事、區畫外の土地と雖とも
豫め區域を指定して貸下くることあるへき事、宅地海産干場牧場沿海の土地及び貸下
地成功の上其の地に接近して要すへき増地は特別に貸下くことあるへき事、土地貸
下願に戸籍證明書を添附する事、制限外の大地積資付を出願するには起業設計書を添
附する事、貸下期限は翌年一月より起算する事等とす次て右施行手續受扱順序を定む
○同月地理課小樽、檜山、函館、浦河、釧路、根室、増毛の七派出所を廢し右管理區域内に於け
る土地貸下拂下に關する願書は其の所管郡役所に差出さしむ ○六月殖民事務協議會
假規則を設け地理殖民土木、林務の各課長、技師及び主任屬を以て會員となし殖民すへ
き地域を指定し又殖民上施設すへき事業に關し協議せしむ

●同二十七年 一月地理課小牧派出所を設く ○三月應令第十一號を以て明治十九
年迄に官有地の割渡を受けたるものにして成墾期限ある者は該期限内に成墾したる
年月及び反別を調査し戸長の證明書を添て届出て又成墾期限を定めざるものは現に
成墾したるは其の反別を届出て、未だ成墾せざるは相當年限を定め貸下を出願せしめ
以上の成功届又は貸下願を二十七年六月限り差出さるものは該割渡を無効となす

次て右取扱心得を定む○四月未開地臺帳規程を定む○同月地理課瀧川派出所を設く
○十二月地理課室蘭派出所を廢す○同月官有未開地一人三萬坪以内に限り處分の件
郡區長に委任す

●同二十八年 二月團結移住に關する要領を改正し各府縣知事に照會す○四月廳令
第三十六號を以て連絡圖調製のため土地境界面積等調査に付土地所有者其の他立會
方等の件を定む○十二月道廳處務細則各課事務分掌條項を改正し土地拂下規則に據
る未開地處分の事を擧げて殖民課の分掌に歸す○同月地理課札幌派出所苦小牧派出
所を廢す

●同二十九年 一月地理課派出所を殖民課派出所と改稱す○四月官林解除に關する
出願は北海道土地拂下規則に依り受理すへからざる旨を訓令す

●同三十年 一月殖民課十勝派出所を設く○三月法律第二十六號を以て北海道國有
未開地處分法を制定せられ四月より實施し十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則
及び其の他此の法律に抵觸する成規は廢止せらる是れ現行の本道に於ける拓殖の根
本法にして賣拂、付與、交換及び貸付の處分は總て本法に依り處分なしつゝあり而して
市街地、市街豫定地其の他土地の状況に依り必要と認むる土地は競争に付することあ

るも其の他は一切競争に付せず其の起業者の確否を稽へ處置するものにして第三條
は本法中拓殖の骨子とする處なり處分法の概要は○四月勅令第九十八號を以て未開
地處分法第三條に依る貸付地の制限を定めらる○同月拓殖務省令第三號を以て北海
道移住民規則を定め府縣知事をして本道に移住するものの爲に證明の方法を設く○
同月廳令第二十四號を以て府縣知事の證明を受けたるものの特待方を定む○同月廳
令第二十五號を以て未開地處分法施行規程を定め諸願届の様式及び處分すへき場所
貸付及び其の他の期間計算方貸付地權利移轉竝に土地處分に關する手續を規定す○
五月訓令第九十一號を以て未開地處分法施行規程取扱細則を定め願書の調査順序方
法及び指令の書式帳簿の様式を規定す○同月訓令第九十二號を以て未開地検査規則
を定め未開地處分法に依り處分したる土地の成功検査、着手検査、使用検査、豫定地検査
の四種とし其の手續方法を規定せり○同月廳令第三十二號を以て郡區長に未開地三
十萬坪以内處分の件を委任す但し殖民課派出所の設けある地方及び殖民區畫地は委
任外とす○六月廳令第三十八號を以て未開地處分法第十條により返還を命したる殘
地の貸付期間を定む○七月訓令第四百十六號を以て未開地處分法施行規程に依る評
價委員の規則を定む○十一月廳令第六十六號を以て未開地競賣規程を定む○同月廳

令第七十一號を以て未開地三十萬坪以内及び公用土地水面は五箇年以内の使用並に公用に供せざる箇所は市街にては百五十坪以下村落にては五町歩以下處分の件を支廳長に委任す○同月道廳處務細則を改正し殖民部に拓殖課を置き土地處分に關する事務一切を管掌せしむ○十二月拓殖課瀧川十勝の兩派出所を廢止す○同月廳令第八十號を以て未開地三十萬坪以上の願届は直接本廳に提出することを得る旨規定す○同月殖民地區畫外に於て未開地處分法第三條に依り貸付すへき區域を定ため告示せり

●三十一年 五月廳令第五十八號を以て團結移住者の爲め貸付地豫定存置を受けたる後移住者に變更生じたるよきの届出方を定む

●三十二年 二月廳令第八號を以て貸付地豫定存置願は直接本廳に提出すへき旨規定す○同月廳令第九號を以て支廳長處分に委任したる未開地三十萬坪以内を十萬坪以内と改む○同月廳令第十五號を以て貸付地豫定存置願に添付すへき書類及び願書の様式を定む○三月廳令第十九號を以て未開地處分法施行規程中手續の不備なる廉並に競争賣拂の公示期間及び小作人に其の小作せる貸付地の權利移轉するを得る等の條項を設け改定す○同月訓令第百十七號を以て未開地處分法施行規程取扱手續

中不備の廉を改定す○同月法律第二十七號を以て舊土人保護法を設け農業に従事するものの爲めに土地下付及び従前より所有したる土地の管理方等を規定せらる、次に内務省令第五號を以て保護法施行細則取扱手續を定め保護法に關する願届取扱順序等を規定せり○四月未開地貸付願の爲め財産の證明を要する場合に證明方支廳及び戸長役場に訓令す○六月勅令第二百七十九號を以て本道一、二級町村制實施に際し従來戸長役場其他公用に供したる國有の土地建物物件にして不用に歸したるものを無償にて其の事務繼承の町村に付與することを得る旨規定せらる○八月區町村財産造成目的にて未開地貸付する標準を定む

●三十三年 八月廳令第八十號を以て貸付地豫定存置を受けたるものにして貸付願を提出するとき付屬書類省略の件を定む○同月廳令第八十一號を以て貸付地豫定存置願には戸籍謄本、定款、組合契約書添付のことを規定す○同月廳令第八十二號を以て豫定存置を受けたる土地の貸付を願ふときは直接本廳に提出すへき旨規定す○十二月廳令第一百一號を以て未開地處分法施行規程を同細則と改稱し貸付願に添付すへき戸籍謄本を抄本とし貸付地の存置地十分一を十分二に其の他手續の簡捷を旨として改定す○同月訓令第六百九十三號を以て未開地處分法施行規程取扱細則を手續と

改め取扱上改定する處あり○同月廳令第一百號を以て鑛業條例により未開地十萬坪以内處分の件を支廳長に委任す

●三十五年五月 廳令第七十六號を以て支廳長委任事項を改定せられ土地處分に關する件は従前委任の外に舊土人保護法に依り未開地下付の件を加ふ

●三十六年 三月勅令第二十二號を以て官設驛遞所存立の必要なしとして廢したる場合には五箇年以上其の驛に在勤し功勞顯著なるものに所屬物件を無償付與することを得る旨制定同月内務大臣より訓令第一百七十一號を以て其の取扱方を規定せらる

●三十七年 五月訓令第三百二十一號を以て北海道地方費所屬の官有地は總て民有地に取扱ふべき旨内務大臣より令達あり

●三十八年 四月訓令第四百三十六號にて區町村基本財産として未開地貸付標準を廢止○五月道廳處務細則を改正し第五部に殖民課地理課を置き土地に關する事務を管掌せしむ○十月訓令第一百號を以て區町村基本財産造成目的にて未開地貸付を受ける手續を規定す

●三十九年 五月訓令第四十六號を以て未開地検査規則を改正したり従前の規則は

内規に止まりし處今回は一般周知し易き様公布式に掲載し且つ取扱手續の簡捷を旨とせり○七月内務省令第二十二號を以て北海道移民規則を改正し團結移住者にして府縣知事の證明を得たるものの爲にのみ貸付地豫定存置を爲すことある旨規定す

現況

殖民地撰定及區畫

本道土地處分の内最も重要なるを國有未開地即ち所謂殖民地の處分となす而して此の未開地處分をなすには先づ土地に就て準備をなすの要あり準備とは殖民地撰定及び殖民地區畫是なり

●殖民地撰定 開墾牧畜等に志ある民間企業者か廣漠たる本道の未開地に就き其の企業に適當なる土地を撰定せんことは容易のことにあらず殊に新に移住せるものゝ如きは尤も然りとなす若し其の撰定を誤らんか徒らに資本を費して失敗に終るへし是を以て本廳は明治十九年以來殖民地を調査撰定し耕作適地牧畜適地並に大改良を要する地等に區別し地圖と報文とを作り而して後其の地の狀況により或は區畫を測

殖民地處分は明治三十年法律第二十六號北海道國有未開地處分法及び三十二年北海道廳令第十九號北海道國有未開地處分法施行細則に據るものにして其の大要を記す

れは左の如し

處分の種類及地積の制限 處分の種類を分て貸付、付與、賣拂、交換とす而して其の處

分中最も重要なるは國有未開地處分法第三條によるものにして開墾、牧畜若しくは植樹に供せんとする土地は無償にて貸付し全部成功の後無償にて付與す但し開墾を目的とする貸付地に於ては風防、風致又は薪炭用等として其の地積十分の二以内を存置することを得へし貸付地面積は勅令を以て定められ開墾に供する地は百五十萬坪以内、牧畜に供する地は二百五十萬坪以内、植樹に供する地は二百萬坪以内とし會社又は組合に對しては殊に之か二倍迄を貸付することを得るなり而して處分法施行細則に於て十萬坪以上の貸付願書には官廳、公署又は會社の證明ある財産調書を添付すべきことを規定せり

右の外公用若しくは公共の利益となるべき事業に供せんとする土地は直に賣拂付與又は有償若しくは無償にて貸付することを得へく、又市街地、市街豫定地、其の他土地の状況により必要と認むる土地は競争に付し直に賣拂ふことを得へく、又社寺地、墓地に供せ

んとする土地、其の他事業の目的に由り必要と認むる土地は直に賣拂ふことを得へく、又素地の儘使用せんとする土地は有償若しくは無償にて貸付することを得へし、民有地と交換することを得へき土地は其の評定價格相均しきものに限る

貸付年限 無償貸付地は十箇年、有償貸付地は十五箇年とし、植樹又は泥炭地の開墾に限り二十箇年以内の期間を以て貸付するを得、又天災、其の他避くべからざる事故により貸付期間内に成功する能はざるときは貸付期間の半期まで延期することを得、而して處分法施行細則に於て處分法第三條による貸付地の期間は特別の期間を要するもの、外、地積の大小により五千坪未満は三年以内、一萬五千坪未満は五年以内、三萬坪未満は六年以内、六萬坪未満は八年以内、十萬坪未満は九年以内、十萬坪以上は十年箇年と定む

未開地貸付の出願 新に區畫せる未開地の貸付時期は本廳に於て告示し且つ多くは官報にも掲載するか故に之れを見て知るべし、従前の例に於ては毎年三月其の他の未開地は特殊の地を除くの外何時にても出願するを得へし、出願には本廳所定の書式の願書に起業方法、書圖面及び戸籍抄本を添へ十萬坪迄は支廳長に十萬坪以上は支廳を経て本廳長官に差出すべし

未開地貸付に關する特典 府縣知事の證明を有する移住民には他の出願者に先ち

て土地の貸付を爲す事又た二十戸以上團結し三年以内は豫定存置期間二年間なるとき
上、三年なるときは初年二年に總戸に移住せんとするものは其の移住を完了するまで
數の三分の一以上は初年二年に總戸に移住せんとするものは其の移住を完了するまで
區畫測設中の土地と雖も未移住者に貸付地の豫定存置をなす事の特典あり豫定存置
の願書には府縣知事の證明書、戸籍謄本、團結規約書、圖面を添へ直接本廳に差出すへし
但し其の移住期限に就ては特に本廳に於て變更せしむることあるへし

貸付地に對する制裁 處分法第三條により貸付せる土地は豫定の事業成績程度に
從ひ隨時其の成否を點檢し豫定の如く成功せざるときは未成功地の全部を返還せし
むるのみならず拓殖上又たは土地整理上支障ありと認むるときは其の成功地の一部
若くは全部を無償にて返還せしむることあり而して斯く返還を命せられたる場合又
は貸付を受けたる者は自己の便宜により貸付地を返還したる場合に於て伐採したる
樹木あるときは其の相當代價を辨償せしむるものとす此の處分は往々ある所にして
貸付を受けたる者か其の事業を他人に任せたるに唯伐木のみをなし事業を成さざり
したため返地並に樹木代價の辨償を命せられ損害を蒙りたる例少なからず注意すへき
事なり

貸付地の讓渡 處分法第三條に依り貸付を受けたる土地は官廳の許可を得て其の

權利を讓渡又は賣買擔保に供することを得、其の場合には(一)相續又は分家(二)天災其他
避け難き原因に基く故障あるとき(三)轉居轉業又は疾病により當初の目的を達し難き
とき(四)小作人に其の小作せる貸付地の權利を移轉せんとするとき(五)貸付期間内全地
成功したるときに限る故に其の際は公然其手續を履み許可を受くるを要す内密に讓
受け等をなし後日に至り紛紜を生したる例は從來乏しからざるなり

貸付地の付與 處分法第三條に依り貸付を受けたる土地は成功し貸付期間満了後
一箇年以内に其の土地の付與を請求すへし一箇年を経過して請求せざるときは其の
權利を拋棄したるものとす又全部成功に到らずと雖も土地整理上支障なき場合は成
功地の一部若くは全部の付與を請求するを得へし之を部分付與と稱し貸付地三萬坪
未滿は一回十萬坪未滿は二回十萬坪以上は三回を以て標準とす五千坪以下は部分付
與を出願することを得す而して土地の付與を受けたる後六箇月以内に其の登記を請
ふとき及び土地臺帳に登記するときは其の登録税を免除せらるゝものとす

未開地處分の概況 處分法第三條による土地の貸付は近年一箇年十萬町歩以上二
十萬町歩に達せしか三十八年は八萬三千六百十四町歩にして同年内の付與は二萬一

統計

殖民撰定地積及區畫地積累年表

年次	殖民撰定地	殖民區畫地	年次	殖民撰定地	殖民區畫地
十九年	九,五九九七步		三十年	六,七三九八步	七,六九九九步
二十年	一〇,七三二八〇〇		三十一	六,七三三六九	七,六九九九步
二十一年	三,〇〇〇,〇〇〇		三十二	三,八八〇,四四七	五,三三三,〇一一
二十二年	六,四四六,八二〇	一,一七五,〇〇〇	三十三	一,四七九,九七〇	一,〇二八,六二〇
二十三年		六,三三三,〇七	三十四	二,〇〇六,三三三	五,五五七,〇〇〇
二十四	二,五五六,六〇〇	三,四四〇,九六六	三十五年	八,六六四,九三三	四,四三三,〇〇〇
二十五年		三,三三三,三三三	三十六	一,七〇〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇
二十六年	一,三三三,一三三	三,三三三,三三三	三十七	八,九〇〇,一四三	一,五五七,〇〇〇
二十七年	九,九九九,九九	三,〇〇〇,〇〇〇	三十八	九,九〇〇,〇〇〇	一,七一九,三三三
二十八年	七,七七八,八〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	合計	一,九四一,九四一	七,〇〇〇,〇〇〇
二十九年	八,八八八,八三〇	七,六九九,九四一			

國有未開地各年貸下及貸付地積累年表

明治三十年三月以前は貸下
同 三十年四月以後は貸付

年次	石狩	後志	渡島	膽振	日高	十勝	釧路	根室	千島	北見	天鹽	計
十九年	九四町	八四町	一町	九五町	一町	一町	一〇町	一町	一町	八町	二町	一七三町

二十年	五,四三三	二,七六八	一,八五五	三,九七七	一,九〇〇	一	三,二七九	五,九	五,〇	一,九	三,七	一九,〇〇〇
二十一年	一〇,六六八	二,四八八	一,四六六	三,四二四	七	一	八七	〇	〇	二九	一〇	一〇,〇〇〇
二十二年	三,三三〇	一,六六〇	一,七六六	一,四二四	一〇,五	一八	一三	四	五	七	一〇	三,〇〇〇
二十三年	六,〇〇〇	七,七六	五,九九九	二,〇〇〇	一,六七	二二	一四	一	三	七	三	三,〇〇〇
二十四	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
二十五年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
二十六年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
二十七年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
二十八年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
二十九年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇
三十年	一,三三三	九,九六	三,三三三	七,九二	一,四	二二	一〇	三	三	三	一	三,〇〇〇

同上拂下及付與地積累年表

明治三十年三月以前は拂下
同 三十年四月以後は付與

第四章 戸口

殖民地に於ける戸口の増加は直に以て殖民地の有望を證するに足るべく又殖民地諸般設備の進歩を促す所以なり只夫れ戸口増加の現象は既往の状態内外の趨勢に依りて其の盛否の程度を卜せざるへからすと雖も近年本道戸口の増加は洵に顯著なる事實なり

抑も往古の本道は専らアイヌ人種の住居したるところにして和人移住の嚆矢は今詳かならずと雖も蓋し奥羽北陸地方の商賈漁夫若くは亂を避け世を逃るゝ者の渡島地方に渡來したるに始りたるものゝ如し元祿十四年松前地方和人の數二萬八十六人にして天明八年には二萬六千三百六十四人あり寛政十一年幕府和人の移住を獎勵し文化年間に至り其の數三萬千七百四十餘人あり然れとも爾後復多く増殖せず明治二年開拓使を置くや移民を奥羽北陸地方に募り戸口漸く増加し後ち三縣設置を経て北海道廳となるに及び戸口次第に増加し明治三十八年末現住人口百十九萬二千三百九十四人に達し之を開拓使設置當時の人口に比すれば殆と二十倍の増加なり然れとも之を本道面積六千三百三十五方里に配當せば一方里百九十四人に當り全國一方

里の平均數約千八百八十餘人に比すれば僅に十分の一に過ぎず亦以て本開拓殖の前途餘地甚た大なるを見るへし

沿革

●明治二年 七月開拓使設置○十一月札幌本廳移民扶助規則を設け募移及び自移農夫には家屋、米鹽、農具、家具を給與し募移工商には家作料及び手當を給し就産資金を貸與し自移工商には家作料を貸與す○同月根室支廳移民給與規則六年九月を定む○十一月札幌本廳北海道寄留無産の徒入籍せざるものは今年限り境を出しむ移民の墮胎を禁し困窮兒を育ふ能はざる者は出生兒に五箇年間毎年米苞を賜ふ○是歲東京其の他各地募る所の人民を根室、宗谷、樺太等に移す

●同三年 前年北海道に所領を賜ふ所の仙臺、高知、佐賀、山口、水戸、斗南、一ノ關の諸藩及び伊達、邦成、片倉、邦憲等各其の領土に人民を移住せしむ○是歲開拓使本廳召募移住せしむる所七百餘人○十二月開拓使移民規則を設け五家を一組となし二十五家に村長を置き村長の上に總取締を置き明治四年より三箇年間一人に付一日玄米七合五勺一

箇月金二分つゝを賜ふ

●同四年 四月西部各郡に達し永住出稼を區別し明治二年以來毎年戸口増減を調査せしむ○十二月戸籍調査委員を各郡に派す○是歲本道に支配地を有する省府藩士族寺院概ね其の支配地に人民を移す八月各支配を罷免す○是歲開拓使本廳各地に召募の人民を移す

●同五年 一月士族卒移住者は改て開拓使貫屬とす○四月各郡に戸籍調査委員を置き戸長、副戸長に兼務せしむ

●同六年 三月北海道及び樺太流寓の徒本籍不分明の者多きを以て重罪犯者に非ざれば在住地に編籍せしめ復籍又は他に移住せんと欲する者は送籍處分すへき旨稟裁を經、四月十日限り調査せしむ○八月召募移住略則を定め其の舊里に歸省するときは開墾地荒廢する爲め留守居を置かしめ若し扶助年限中復籍又は他管下轉籍のものは開墾地を奉還し且つ扶助代金三分の二を返納せしめ扶助滿期のもの三分の一を返納せしむ十四年十二月

●同七年 七月移民扶助假規則を移住農民給與規則と更正し自移送籍者は毎戸家作料十圓、種子料一圓五十錢、家具若干を給し着後三箇年間に開墾せし土地は地價を徵せ

す七箇年間除租す且從來移住工商に給する家屋築造費及び資本金等を廢す○同月樺太移民三百三十二名を函館及び小樽に移す

●同八年 六月樺太土人の内附を請ふもの八百四十一人を本道に移す○是歲屯田兵二百戸を募りて札幌郡琴似村に移す是れ本道に屯田兵を置く嚆矢なり

●同九年 五月屯田兵二百四十戸を募りて札幌郡山鼻村に移す爾後屯田兵移住は一々之を記せず

●同十一年 十月華族徳川慶勝愛知縣士族男女八十二人を膽振國山越郡に移す○十一月「アイヌ」は戸籍上舊藤人と稱せしむ

●同十二年 四月北海道送簿移住者渡航手續を定め移住者は開拓使附屬船によりて産貨渡航せしむ○十一月徳島縣民百十七戸後志國余市郡に移住す從來本道の移民は多く奥羽北越地方のものなりしか此の頃より他地方より移住するもの漸次増加す

●同十五年 二月廢使置縣

●同十六年 四月北海道轉籍移住者手續太政官布達第十號を定め資力なきものに限り無賃渡航の便を與へ且つ陸路一里に付一人五錢家作料一戸十圓營業器具代八圓五十錢農民は別に種子料一圓五十錢を給す但し移住後滿五箇年以内に北海道を去りたるときは保護の金額を辯償せしむ農商務省亦渡航移住者の心得を論達す○六月三縣其の稟定

する所の移住士族取扱規則を頒つ其の法たる凡そ府縣士族の貧困を極め自費移住すること能はざる者は農商務省の許可を得一戸三百六十三圓札幌縣は三百三十三圓函館縣は三百三十三圓根室縣は三百六十三圓以内を度とし食物農具種子料家作料運搬費等を貸與し滿七年据置き向ふ二十箇年賦返納の法を以て毎歲二百五十戸つゝを本道に移し農業に服せしむ本規則は十八年農商務省第三號邊を以て廢止此の規則に據りて移住したる者は岩見澤木古内鳥取の三村とす

●同十九年 一月廢縣置廳○七月北海道轉籍移住者手續を廢せらる關令第二十五號

●同二十年 七月轉籍移住者戸口表調製式を定む

●同二十二年 十月大和國十津川郷民六百戸石狩國樺戸郡に移す

●同二十三年 十月本廳第二部に殖民課を置く

●同二十四年 二月北海道移住案内を發刊し爾後年々發刊す○六月移住總代取締の件に付各府縣知事へ照會す

●同二十五年 移住戸口調製式を改定し一時の旅行者を除くの外轉筋入籍寄留とも皆移住者として之を調査す○十二月三十戸以上の團結移住者に貸付豫定地を存置する旨を各府縣知事に照會す是によりて爾後團體移住者が増加す

●同二十六年 六月訓第百八十八號を以て殖民事業協議會假規定を定む

- 同二十八年 二月團體移住に關する要領を改正して各府縣に照會す
- 同三十年 四月拓殖務省令第三號を以て北海道移住民規則を發布し府縣に於ける團結移住者の證明及び小作人募集の件を規定す○同月二十戸以上の團結移住者に貸付豫定地を存置する廳令を發す○是歲より本道重要港灣に於て上陸移住民を調査す
臨時調査は以前も之をなせり
- 同三十一年 二月内務省訓令第九號を以て北海道移住民に對する汽車汽船賃の無賃割引取扱方を定めらる
- 同三十二年 前年九月本道未曾有の水災あり其の影響にて本年移住民大に減少す
- 同三十三年 三月北海道移住手引草を發刊し北海道移住案内に代ふ爾後年々發刊す
- 同三十六年 内務省告示第九十號を以て移住民に對する汽車汽船の特別取扱方を改正せらる○十一月北海道廳訓令第一百五號を以て本籍人口の年齢別調査の爲め單票式を使用もしむ
- 同三十七年 日露開戦より海陸交通稍々阻害されしに拘はらず移民増加す
- 同三十八年 是歲移民大に増加す蓋し日露戰に關する經濟上の變動及び本年奥羽

地方の凶作等に原因す

● 同三十九年 五月内務省告示第五十七號を以て北海道移民汽車汽船の特別取扱方を改正せらる○七月内務省令第二十二號を以て北海道移住民規則改正せらる

現況

現住戸口

● 總數及密度 明治三十八年末本道現住戸數二十二萬七百七十八人現住人口百十九萬二千三百九十四人にして各國別の密度は左の如し

國	現住戸數	現住人口	一方里に付人口	國	現住戸數	現住人口	一方里に付人口
石狩	六、七四	三〇、三三	四七、三	釧路	六、八二	三二、九	七〇、六
後志	三、六七	三九、五二	七九、三	根室	四、一三	三、五〇	六四、三
渡島	四、五五	三三、三九	七六、二	千島	一、七七	四、〇三	四六、
檜振	一、七六〇	九、九三	三〇、〇	北見	三、六五	一、五〇	六七、九
高松	五、五九	二九、八三	四八、八	天鹽	二、九八	一、九八	二六、四
十勝	九、一四	四二、六二	四九、九	全道	三〇、七六	一、三三、九	一四四、

又同五箇年間に於ける三區と他の一般町村との増加割合を見れば三十三年三區合計人口十九萬五千九百五十五人にして三十八年に至り三萬八千六百五十八人即ち一割九分七厘増加し、三十三年町村人口合計七十八萬九千三百四十九人にして三十八年に至り九十五萬七千七百八十一人即ち二割一分四厘増加し人口千に對し三區は百九十七人二分、町村は二百十三人四分増加せり

本籍寄留別 三十八年末本籍人口九十四萬二千六百六十二人にして他府縣其の他の出寄留五萬一千五百七十人、入寄留二十六萬七千五百六十六人なり即ち入寄留數は出寄留數の五倍餘に當り現住數の二割二分五厘に當れり斯く入寄留者の多きは移住者の轉籍に意を用ひさると現住者中土着心の固からざるものあるに因れり

生産死亡 明治三十五年中人口千に對し日本全國は生産三十三人五分、死亡二十人九分にして十二人一分増加し本道は出生三十七人五分、死亡十九人三分にして十八人二分増加す斯く生産死亡歩合の異なるは本道には健康者壯年者の來住するもの多く隨つて其の配偶も亦比較的壯年者の多きは一原因なるへしと雖も蓋し本道の風土及び生活狀態の府縣に優れるに原因するもの、如し

男女及び年齢別 明治三十八年末現住人口中男六十三萬六千八百八十人、女五十六萬千

百十四人にして男百人に付女八十九人一分なり年齢別に至りては近く調査の徵すへきものなきも少壯者比較的多く老年者比較的少なきもの、如し之れ移住者の少壯者多き原因す

人口の轉流 本道人口は比較的容易に利益多き地に轉流する風あり例へば明治三十三年末現住人口江差町一萬九千四百五十人、福山町六千六百六十七人なりしに三十八年末に至る五箇年間に江差町は一萬二百一十一人、福山町は九百三十八人を減せり而して同年間室蘭町は三千九百五十四人、釧路町は三千三百十五人、留萌村は二千四百三十七人を増し尙ほ其の他の町村に於ても増減の著しきものあり中には府縣來往人口ありと雖も本道現住者の轉流するもの多きを占むるものあり

舊土人 明治十九年置應當時舊土人數一萬七千四百六十人なりしか其の後稍々増加の傾向を呈し三十八年末現住一萬七千六百五十一人内、男八千五百九十八人、女九千三十四人にして最も多き國は日高の六千三百七十七人、最も少なきは天鹽の二百二十二人とす三十四年より三十八年に至る間の増加歩合は人口千に對し出生三十二人二分、死亡二十七人八歩にして五人四分の増加なり

在住外國人 三十八年末現住外國人は總計六十八戸、二百三十四人内、男百七十五人

と云ふへきは九州の諸縣か何れも三十七年に比して三十八年の移住を減したる事是なり蓋し該地方は地理上産業上の關係に於て其の人心の滿韓地方に傾けるによるものならん然れども九州は其の七縣を合せて從來一箇年一千人内外を送りしに過ぎざれば其の増減の如きは本道拓殖上に大なる影響なしと云ふも可なり

以上は本道來住者に就て述べたるものなれども之と共に往住者を觀ること亦肝要なり明治三十八年に於て往住者の最も多きは東京にして其の數千四百餘人に達し遙に該府よりの來住者に超過せり蓋し東京は人民の多く湊集する所なるによるならん次に青森、秋田、富山、石川、岩手、新潟の五縣に於ける來住者は何れも五百人乃至千人に達せるか此の諸縣は皆種々の職業者を來往せしむる處にして其の人民は比較的容易く來り容易く去るの風あるものゝ如し之に反し四國地方、濃尾地方の如きは比較的移住の決心鞏固なる農民多きを以て往住者の割合甚た少なしとす

職業別 明治三十八年に於ける來住民職業別割合は農業五割八分三厘、漁業一割一分四厘、工業四分三厘、商業七分三厘、其の他雜業一割八分七厘なり之を以前に比較するに農業は前十箇年平均四割九分五厘なるに三十八年に至りて大に其の割合を増せり蓋し移住民中、年による増減の最も甚たしきは農民にして移住の總數少なき年は農民

の割合減少し移住の總數多き年は農民の割合増加するを例とせり

近年農民の來住多きは富山、徳島、宮城、岐阜、石川、福井、青森、新潟、岩手、福島、秋田、山形、香川、愛媛、鳥取、愛知、廣島、兵庫の諸縣とす漁民は青森、秋田、新潟、石川、岩手、富山の諸縣を主とす工民は新潟縣を最とし奥羽、北陸道の諸縣之に次く商民は新潟、石川の二縣を最とし其の他奥羽、北陸道及び滋賀縣、東京府之に次く之を要するに北陸道及び奥羽の諸縣は種々の職業者を移住せしめ殊に青森縣の漁民、新潟縣の商民の如き最も顯著なりと雖も其の他の諸縣は概ね農民に偏せり

往住者の職業別は其の數に於ては農民多しと雖も來住者職業別に對する割合より言へば三十八年に於て農民は僅に一割一分に過ぎざるも漁、工、商は二割内外、其の他の雜業は三割の多きに達せり亦以て農民の比較的多く土着するを知るへし

移住者の家族 明治三十八年來住民の家族は一戸に付三人九分弱とす而して各職業中家族の最も多きは漁民の四人八分にして農民の四人之に次く要するに來住民の大半は郷里に於ける財産を處分し家族を伴ふて移住するものにして其の理由は先に移住せる親戚知己の誘導又は其の報告により北海道の有望なるを知り安心して移住するによるなり他の小半は移住の決心鞏固なるも事業の都合若くは他の關係より家

族を擧げて移住すること能はざる者又は妻子なき二三男又は移住の決心鞏固ならずして渡來する者等とす右の如く來住者の多くは家族を伴ふものにして移住民として頗る良好の状態を保つものたるは多言を俟たずして明かなり

更に男女の數を見るに明治三十八年來住民中男は三萬三千九十人、女は二萬五千二百十四人にして男五割七分弱、女四割三分強の比例を爲せり乃ち女子の數は男子の數に及ばすと雖も而も其の差の多からざるは喜ぶべきことなり且つ來住者は比較的壯年の男女多きを以て其の蕃殖方の盛なるは他に殆ど其の類例を見ざる所とす

移住者到達國別 明治三十八年に於ける來住者の到達國別は石狩國最も多くして全數の三割二分を占め次は後志國一割八分、渡島國一割四分、膽振國、天鹽國各九分、十勝國七分、北見國六分にして其の他の諸國は皆一二分の間在り、又殊に農業者に就て言へば最も多きは石狩國にして次は膽振、十勝、天鹽、後志、渡島、釧路、日高と次第せり斯く農民の比較的多く奥地に移住するに至りしは亦本道開拓の一進歩と謂はざる可らず漁民は後志、北見、天鹽の三國に多く商民、工民は石狩、渡島、後志の三國に多し

移住の原因 移住の原因は種々錯雜し容易に之を斷言すること能はずと雖も大體に就て言へば府縣に於て生活するよりも、北海道に於て生活する方甚だ容易なるによ

る即ち府縣に於ては戸口稠密、加之年々數十萬の人口を増加し細民の生計頗る困難なるに反し北海道は土地廣く人口少なくして尙ほ開發すべき富源甚だ多きによるなり而して近年移住増加の理由に至りては尙ほ概説せざるべからざるものあり(一)本道の事情か年を逐て府縣に周知せられたること殊に先の移住者か成功して其の状況を郷里に報告し移住を誘導するは最も力ある所とす(二)氣運の進歩に伴ひ人心漸次奮發し移住心を喚起するに至りしこと、而して此の傾向は日露戰役後最も著しく彼の數多の壯丁か滿韓の地を踏みて歸り來りし如きは殊に人心を奮起せしむる一大原因となりしものゝ如し(三)日露開戰後に於ける一般經濟界の變動は又移住を多からしむる一原因となれり就中非常特別税の賦課は一般人民の生計を困難ならしめたること少なからざるに似たり(四)一地方に於ける特殊の事情即ち奥羽地方は三十八年の凶作によりて同年下半年以來大に移住者を増加し徳島縣は近年其の主要産物なる藍作の衰退により大に移住者を増加せり

移住民に關する特典 移住民の多くは資本裕かならざるを以て先づ旅費を節約すること肝要なり因て内務省は各汽船及び鐵道の持主に對し北海道移住民の爲め運賃の無賃及び割引を交渉し割引券を發布せられたり故に移住民は其の住所を有する地

又は旅行先の府縣島廳又は郡市役所に申出て汽船賃汽車賃割引券を得て携帶するときは當初移住の往路に限り各汽船汽車は二割より五割までを割引す(多くは五割引なり)又北海道内の汽車は無賃にて乗るを得へし又内務省は府縣知事に命し移住民三百名以上乗船渡航するときは警察官一名以上を着港地まで付添派遣せしめ以て移住民を保護せり

本廳に於ては重要な上陸地即ち函館、小樽、室蘭等には特に移住民取扱官吏を置き又北海道協會よりも人を派遣し移住民の爲め旅宿其の他諸般の世話をなせり又府縣の要港即ち青森、神戸、伏木等には移住多き期節中本廳より官吏を派遣し移住民の世話をなせり又北海道協會の特約によりて本道上陸地の貯賃、貨物の運賃、宿料等も亦多少の割引をなし以て一般の移住民に便せり

明治三十年拓殖務省令第三號を以て北海道移住民規則を發布せられ開墾の目的を以て團結規約を締約し北海道に移住し土地の貸付を願せんとする者は現住地の府縣知事に出願して證明を受くるを得せしめ其の證明を受けたる者の爲めには北海道廳長官は其の出願により開墾地の豫定存置を爲すことあるへきこと並に北海道に移住すへき小作人募集に關することを規定せり而して道廳は廳令を以て二十戸以上團結

し三年以内に移住せんとする者は其の移住を完了するまで未移住者に貸付地を豫定存置すること及び他の出願者に先ち土地の貸付をなすこととせり明治三十九年七月内務省令第二十二號を以て北海道移住民規則を改正し團結移住者にのみ豫定存置を爲すことを得ることとなれり

統計

全道戸口累年表

年次	戸口		現住		移住	
	男	女	男	女	男	女
明治二年	11,277	11,277	11,277	11,277	0	0
同三年	11,350	11,350	11,350	11,350	0	0
同四年	11,423	11,423	11,423	11,423	0	0
同五年	11,496	11,496	11,496	11,496	0	0
同六年	11,569	11,569	11,569	11,569	0	0
同七年	11,642	11,642	11,642	11,642	0	0
同八年	11,715	11,715	11,715	11,715	0	0
同九年	11,788	11,788	11,788	11,788	0	0

年次	戶數	人口	男	女
明治十一年	1,551	15,145	7,480	7,665
十二年	1,567	15,243	7,500	7,743
十三年	1,584	15,341	7,520	7,821
十四年	1,601	15,439	7,540	7,899
十五年	1,618	15,537	7,560	7,977
十六年	1,635	15,635	7,580	8,055
十七年	1,652	15,733	7,600	8,133
十八年	1,669	15,831	7,620	8,211
十九年	1,686	15,929	7,640	8,289
二十年	1,703	16,027	7,660	8,367
二十一年	1,720	16,125	7,680	8,445
二十二年	1,737	16,223	7,700	8,523
二十三年	1,754	16,321	7,720	8,601
二十四年	1,771	16,419	7,740	8,679
二十五年	1,788	16,517	7,760	8,757
二十六年	1,805	16,615	7,780	8,835
二十七年	1,822	16,713	7,800	8,913
二十八年	1,839	16,811	7,820	8,991
二十九年	1,856	16,909	7,840	9,069
三十年	1,873	17,007	7,860	9,147
三十一年	1,890	17,105	7,880	9,225
三十二年	1,907	17,203	7,900	9,303

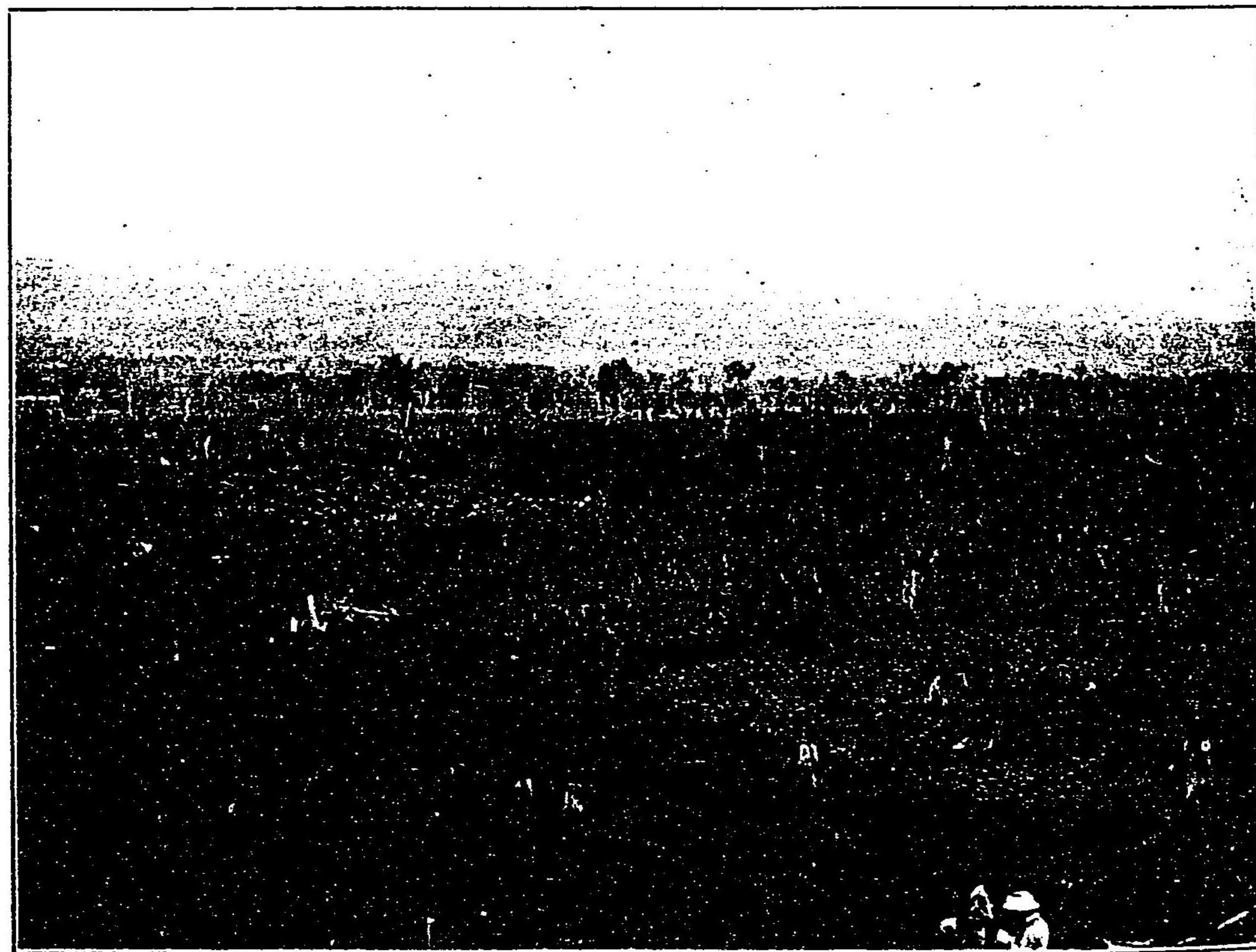
全道移住民戶口累年表

年次	戶數	人口	男	女
三十三年	7,740	77,400	37,680	39,720
三十四年	7,800	78,000	38,000	40,000
三十五年	7,860	78,600	38,320	40,280
三十六年	7,920	79,200	38,640	40,560
三十七年	7,980	79,800	38,960	40,840
三十八年	8,040	80,400	39,280	41,120

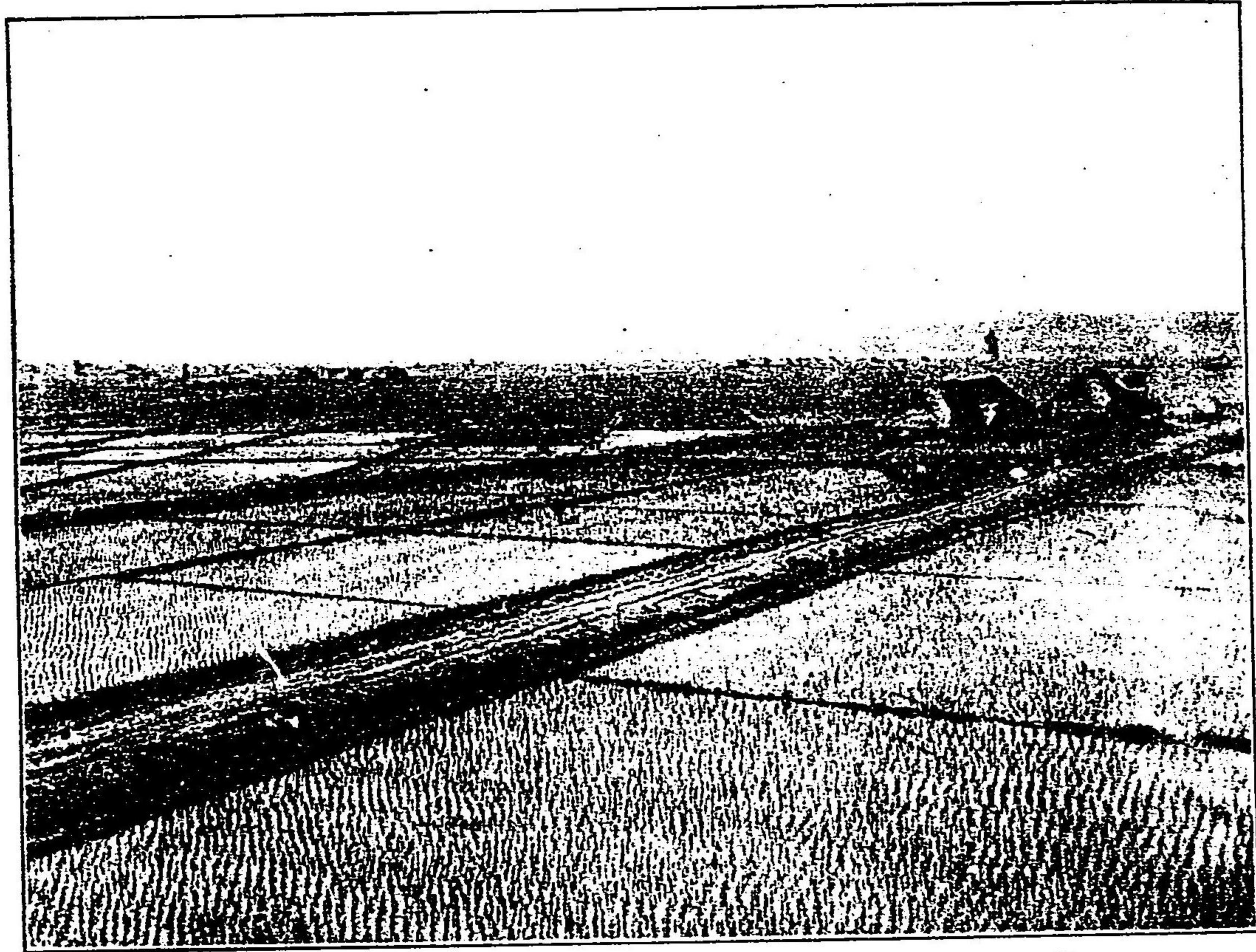
年次	戶數	人口	男	女
明治二年	7,740	77,400	37,680	39,720
三年	7,800	78,000	38,000	40,000
四年	7,860	78,600	38,320	40,280
五年	7,920	79,200	38,640	40,560
六年	7,980	79,800	38,960	40,840
七年	8,040	80,400	39,280	41,120
八年	8,100	81,000	39,600	41,400
九年	8,160	81,600	39,920	41,680
十年	8,220	82,200	40,240	41,960
十一年	8,280	82,800	40,560	42,240
十二年	8,340	83,400	40,880	42,520
十三年	8,400	84,000	41,200	42,800
十四年	8,460	84,600	41,520	43,080
十五年	8,520	85,200	41,840	43,360
十六年	8,580	85,800	42,160	43,640
十七年	8,640	86,400	42,480	43,920
十八年	8,700	87,000	42,800	44,200
十九年	8,760	87,600	43,120	44,480
二十年	8,820	88,200	43,440	44,760
二十一年	8,880	88,800	43,760	45,040
二十二年	8,940	89,400	44,080	45,320
二十三年	9,000	90,000	44,400	45,600
二十四年	9,060	90,600	44,720	45,880
二十五年	9,120	91,200	45,040	46,160
二十六年	9,180	91,800	45,360	46,440
二十七年	9,240	92,400	45,680	46,720
二十八年	9,300	93,000	46,000	47,000
二十九年	9,360	93,600	46,320	47,280
三十年	9,420	94,200	46,640	47,560
三十一年	9,480	94,800	46,960	47,840
三十二年	9,540	95,400	47,280	48,120



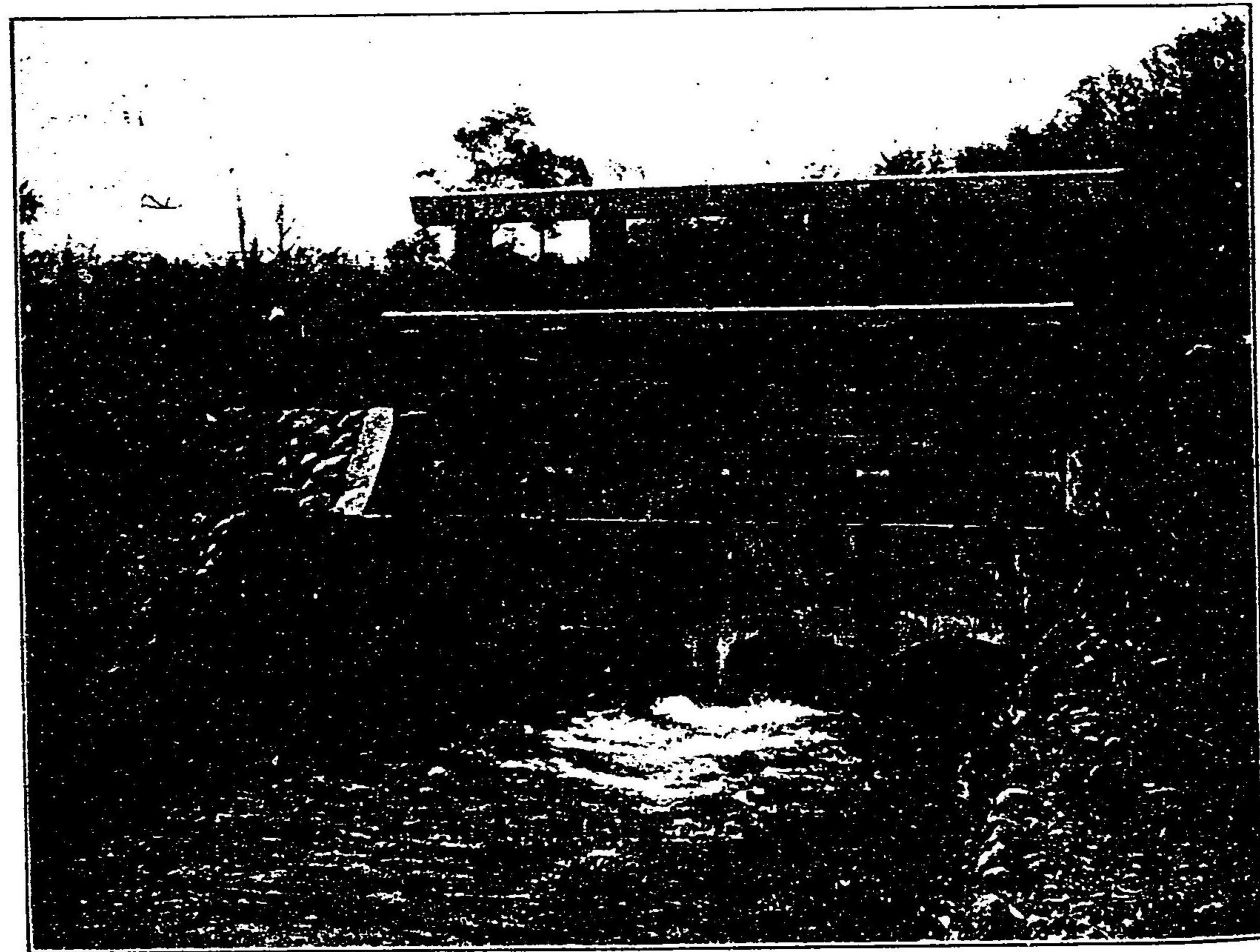
（村路篠國狩石）景の畑麥



（國振膽）作畑の野原安知俱



(國狩石) 山 水 の 村 田 角



(國狩石) 門 水 溝 溉 灌 場 農 賀 須 峰

麥畑の景

本道に於ける大麥、裸麥、小麥の作付反別は合計三萬五千町歩にして三十七萬三千石餘の收穫あり風土善く麥作に適し品質佳良なり殊に札幌附近は麥酒製粉等の工場あるにより其の原料を供給するため多く耕作せり此の圖は麥畑の一斑を示すものとす

俱知安原野の畑作

同原野は明治二十八年區畫を測設して貸付したるか忽ち開拓して好農村となり菜豆、蚕豆、大豆、亞麻、黍、玉蜀黍、麥類等の耕作盛なり園中の畑は大福豆(菜豆の一種)其の他を作りたる處にして畑中尙ほ點々樹根を存するも既に馬耕をなし得へし



北海道廳農事試驗場



苹樹園の景(札幌附近)

角田村水田

同村は石狩國夕張郡にあり明治二十一年以來開拓せる所にして同三十年水田千町歩を開發する見込を以て村債を起し勸業銀行より五萬五千圓を公借して大灌溉溝を開鑿せり水道風指の稻作地にして水田區畫の整然たるは圖を見て之を知るべし

蜂須賀農場水門

同農場は石狩國雨龍郡雨龍村にあり水道の大農場たると共に水田經營に於て亦大規模なり此の圖は其の灌溉溝の水源に當る防水門にしてコンクリートを以て築造す灌溉溝の延長本支線合計一萬餘間全部の工費十萬圓以上を要せり

北海道廳農事試驗場

札幌區の北部に位し市街を距ること約十五町明治三十四年の創立に係り其の事業は耕種、肥培、病蟲害驅除豫防の試験、供試物料の分析檢定、種苗育成農事調査等にして五町歩を經營する模範農場をも設けたり

苹果園

本道は苹果栽培に適し年々其の多額を産して府縣及び東亞の諸港に輸出せり苹果園の大なるものは札幌附近に最も多くして各園數百株より數千株を栽培し秋季に至れば成熟して紅果累累壯觀を極む

第五章 農業

北海道は曠漠たる原野に富み其の面積の約三分之一即ち二百九十四萬一千三百五十九町歩(千島を除く)は農耕牧畜に利用し得べき土地なり而して其の土質豊饒氣候順良にして百種の穀菽概ね稔らざるは莫し明治初年開拓使設置以來移民殖産の事を獎勵するや住民は年々増殖し荒地は日に月に開闢せられ今や耕地三十六萬町歩に上り農産物價格二千萬圓に達せりと雖も農耕適地の全部を成墾し完全なる農業組織の發達を期するは前途尙ほ遼遠なりと謂はざるへからず然れども各種の機關を設けて或は移住開墾を獎勵し或は耕種肥培の方法を指導し着々拓地殖産の實を挙げつゝあるを以て其の目的を達する蓋し意外に迅速なるものあらん由來本道の農業は府縣と其の趣を異にし粗放的にして畑作を主とし彼の大麥、亞麻、蔘、薑の如き工業原料を生産すると多し故に交通機關の發達は物質の需用供給を自由にし各種製造業の勃興は生産物の消流を圓滑ならしめ昔日の如く其の販路を憂ふるの要なく益々農業の發達を促進せり加之動物機械力を利用するもの多きを以て生産費を輕減し地力の消耗を補給するに容易なるのみならず諸種副業の普及は農家の生計を裕かにし以て改良施設の資

本を興ふるに至れり本道農業の前途實に多望なりと謂はざるへからず

沿革

- 明治二年 七月開拓使設置、同使は大に農民を保護移住せしめ開拓を計畫す○十年札幌本廳移民扶助規則を定め募移、自移農民には家屋、農具、種子等を給し且つ募移農民には食料及び開墾料一反歩に付二兩、自移農民には開墾料一反歩に付十兩を給す
- 同三年 十二月彙に獨逸人ガルトネルに貸付せる七重の地を收め七重開墾場と稱す八月七月重勸業課試驗場と改稱す四年以來以後同場に各種の穀菜を試む
- 同四年 一月札幌本廳官吏農商を問はず開墾志願者に地所を割渡し開墾料一段歩に二兩を給す七月十一月官吏に給するを止む○同月麻栽培者を下野國より招募し爾後年々大麻栽培を奨勵す○二月札幌市街の工商に諭し營業の餘暇荒蕪を墾闢し其の生理を助けしめ開墾料を給す○五月札幌に穀菜菓樹移植試驗場を設く札幌官園是なり○六月彙に赴きたる黒田開拓次官米國人矯龍等三人を雇ひ農具種子動植物を携へて米國より歸る爾後米國其の他より種々の種子購入す

- 同五年 三月移民扶助規則を廢し自移農民の開墾料十圓を二圓に改む○五月札幌本廳勸農規則を設けて開墾の勤惰を督す○八月札幌本廳大小豆、大小麥、蕎麥の類買上及び農具賞與の法を定む○八月是より先太政官省府藩縣士族寺院の分管開墾を止められ是に至り悉く本使に統管す
- 同六年 二月函館支廳農産物買上法を定む
- 同七年 七月移民扶助規則を移民農民給與規則と改定す保護の程度を減し假家作料、農具種子を給す移民部○札幌本廳西洋農具貸與規則を定む○是歲根室支廳萌樣官園及び穗香官園を開く
- 同八年 五月札幌本廳果樹各種を札幌外十郡の民に下付す○六月札幌本廳移民の壯丁を札幌官園に招集し西洋農具使用法を教授す○十月函館支廳果樹を人民に下付し農業現術生徒を派し其の栽培方を教授す○十二月開墾賞與規則を定め段別の多寡墾闢の難易、耕耘の精粗を察して賞を興ふ賞格は三級に分つ○是歲葡萄園を札幌に開く
- 同九年 三月農業現術生徒取扱例則を定め生徒五十名を撰み卒業後五年間開墾に従事せしむ

- 同十年 四月札幌に葎草園を開く後す○同月函館支廳蘭を陸中國より購ひ試植す
- 同十一年 一月札幌本廳西洋農具貸與規則を更正して開墾略則と稱し人民の請に應し農業現術生徒をして開墾の業を執らしめ其の現費の一部を徴收す十二年九月尋て月廢停 函館支廳も亦開墾略則を定む其の方法大畧本廳と同じ○九月開進會社設立を許可す
- 十一月函館支廳西洋農具器械拂下規則を定む○十二月西洋農具賣下順序を定め其の代價は年賦上納を許す
- 同十二年 藍種子を高知縣より購入し各郡農民に拂下け藍靛製造所を設け製藍の事業を奨勵す○三月初め試作せる所の甜菜地に適するを以て是月歐州より購入せる製糖機械を有珠郡紋籠村に据付農民をして製糖業に従事せしむ
- 同十三年 一月西洋果樹無代下付を廢す○八月飛蝗十勝國に發生し日高、膽振、石狩に蔓延し被害十五郡に亘る其の驅除費三萬八千四百五十六圓なり
- 同十四年 五月飛蝗發生し十勝、日高、石狩、膽振の四國十七郡に蔓延す驅除費三萬五千七百五十圓を要す
- 同十五年 三縣となるや開拓使時代に於て經營せる農業に關する事業は皆農商務

省の直轄となり事業類退の傾向あり従前の官營事業は殆ど中止し雜穀の買上なきにより之か販路なく物資の滯滞を來し農業の發達を妨くるにより農産委託販賣並に資金貸與法を上請す○是歲蝗蟲の害益々甚たしく驅除は農商務省に於て直接施行することとなり五月各村に飛蝗驅除世話掛十四名を命す蝗卵は一升三十錢乃至四十錢蛹(幼蟲のこと)は四錢より八錢迄の價を以て購入せり其の採卵二千九百八十三石餘、蝗蛹二千六百八十三石餘石の他札幌本廳にて採卵せしもの二百十一石餘、蝗蛹三百四十六石餘の巨額に上れり

● 同十六年 四月太政官北海道轉籍移住手續を定められ農民には別に種子料を給す○西洋農具器械拂下順序布達を廢止す又佛國大麻種子收穫のもの拂下を爲す○是歲六月中旬より八月下旬迄降雨なし爲めに土地乾燥、馬鈴薯枯死して水田も挿秧すること能はず○七月函館縣廳農商務省の許可を得て開墾するものを奨勵する爲め開墾教育林木培養奨勵者賞與内規を設く後ち札幌根室二縣亦之を施行す○根室縣舊土人救濟の爲め國庫金の別途支出を仰き誘導して農業に就かしむ○本年亦蝗蟲の害あり本道到る處蔓延し各地方極力驅除に従事す農商務省の報告によれば採卵數四千八百二十二石餘、蝗蟲捕獲せるもの一千二百七石餘に及び札幌縣廳のみにて支出せる驅除費

金三萬九千圓に達す○是歲蝘蝓の發生あり

●同十七年 札幌縣令調所廣丈、内務卿、農商務卿に本道物産消流の道及び資本の融通を開かんことを建白す○十一月農商務通信規則を定む○函館地方暑氣薄く稻稔らす○是歲蝗蟲發生烈しく札幌縣廳のみにて採卵石數二萬三千六百七十七石餘捕獲幼蟲八千九百二十九石餘に及へり農商務省より驅除費を支出して驅除を督勵せり

●同十八年 札幌縣舊土人救濟の爲め農業を教授す○是歲蝗蟲は全滅せるも暑氣薄くして稻の結實充分ならず其の他の作物も亦氣候不順の爲め損害を被ること少なからず人口は増殖せしも其の作付反別は却て減少せり殊に物産の價格は低減し農業衰退の狀況此の時代を以て最も甚たしとす

●同十九年 三縣を廢し北海道廳を置くや開拓使より農商務に移したる農工事業場の多くは之を民間に貸付又拂下を爲したり○是歲農桑に勵み殖産の改良發達を計るへき旨諭達す○是歲獨逸より大麥種子を輸入試作す又燕麥、甜菜の試験を行ふ又米國産小麥種子其の他を七重育種場にて試験し成績佳良のものは之を拂下く○十月函館海岸町に北海道物産共進會を開く

●同二十年 七重育種場生産の種子を篤志農家に配付せり○五月二十三日北海道株

式製麻會社設立を認可す○七月物産共進會を札幌中島に開く其の他膽振國有珠那東紋鼈村に農産物競優會を開けり

●同二十一年 七重育種場にて育成の果樹苗木を拂下く又亞麻、甜菜の試作を行ひ麻剝皮法改良を計れり○是歲氣候不順穀菽の發育充分ならず○四月製糖會社設立を認可す

●同二十二年 甜菜、大麻の試作を行ふ又牧草種子十二種を下付す○是歲上川農作試験場を設く○是歲岩内、古宇二郡物産品評會及び渡島上磯郡木古内、二村農産物品を官設開會す其の他民設十箇所に品評會を開く

●同二十三年 製麻事業を助くる爲め製線機械を購入し之を製麻會社に下付し雁來村及び新琴似村兩製線所に据付けしむ又佛國露國より六千八百三十三圓を以て亞麻種二百五十石を購入し各農家に配付栽培せしめ其の反別四百町歩に達せり○是歲農具八百五十八個を貸下又拂下く○是歲蕁莖種子を輸入して改良を計る○民間育種の事業發達し來りたるにより七重育種場は十二月二十五日之を廢す○是歲氣候適順頗る豊作なりき

●同二十四年 改良種子苗木配付を爲す又宗谷地方に果樹各種の苗を下付す○是歲

夜盗蟲發生したるにより其の驅除法に就き指導せり

●同二十五年 農業に熟練なるものを派して實地指導を爲す又種苗配付を爲すこと例年の如し○是歲夜盗蟲發生し札幌郡役所部内に害蟲驅除手續を布く○八月札幌中島遊園地に官設を以て北海道物産共進會を開く○本年より土性調査に着手し職員を任命し器具器械を購入し専ら設備をなせり

●同二十年 種苗配付を爲すこと例年の如し又地方土壤試験を爲す○是歲物産品評會を開催せし所十箇所本廳吏員を派して審査せしめたり苹果酒醸造及び「ジャム」セリ等の農産製造を爲すものあるに至れり○是歲氣候不順氣温上らず隨て農作物の登熟充分ならず○是歲上白石村、真駒内及び龜田に稻作試験場を設く

●同二十七年 米國小麥、獨乙産小麥、及び英國産小麥種子を購入し之を各郡に配付す○土性調査は經費の都合により之を廢止し二十八年再び開始、同年十月を以て全道の土壤豫察調査を結了す○是歲吏員を派して巡回講話を爲さしむ○是歲龜田稻作試験場を廢す

●同二十八年 前年の事業を繼續して種苗を配布す○是歲囑託試験に大麥、水稻を加ふ

●同二十九年 氣候不順害蟲發生して作物の被害多し○是歲種苗配布巡回指導を爲す○是歲紋籠製糖會社解散す

●同三十年 各作物種苗の配付を爲す○是歲害蟲發生し殊に亞麻は夜盗蟲の被害少なからず之か驅除を講せんか爲め害蟲驅除方法を印刷して配付し又吏員を派して其の勵行に勗めたり

●同三十一年 各農作物種子の外蘭草の配付を爲す又吏員を派遣して巡回講話を爲さしむ又亞麻栽培及び蘭草栽培法の印刷物を配付せり

●同三十二年 種籽、蘭苗、柘柳苗其の他大小豆、玉蜀黍の配付を爲す○是歲囑託試験に大豆、小豆、大根及び煙草の諸作物を加ふ○是歲夜盗蟲、泥負蟲、浮塵子、針金蟲、螟蟲等發生せり

●同三十三年 前年の如く種苗の配付をなす○是歲各地方に吏員を派し冬季農閑の節を利用して晝間は講話をなし夜間は幻燈を用ひて之か説明をなし又夏期は實地指導を爲さしむ○是歲蘭及び柘柳の栽培者増加せるにより其の製造法を傳習せしむる爲め熟達者を派遣す○六月中旬未曾有の大降霜あり大小豆、玉蜀黍、馬鈴薯等の被害甚たし又稻、イモチ病發生せしにより吏員を派して善後策を講せしめ且つ川上農學士著

す所の稻、イモチ病と題する小冊子を配付せり

●同三十四年農作物各種の種苗配布を爲す○是歲馬鈴薯疫病發生せしを以て印刷物を配付し且つ吏員を派遣して驅除豫防を勵行せしむ○是歲勅令第九十七號を以て北海道農事試験場を設置す

●同三十五年 農作物種子を各支廳郡農會に配付し又牧草種子を購入配付す○是歲氣溫低く作物の生育遲緩にして屢々暴風來り降霜あり稻の如きは登熟せざる地方多し故に本廳は六千百圓を支出して明年の粃種子を購入して之を農家に貸付せり

●同三十六年 各農作物の種子を配付せり殊に大麥、馬鈴薯、牧草、燕麥等の種子は外國より購入したり○是歲より地方費を以て巡回教師を置き全道を四區に分ちて農事の指導を爲さしむ○是年氣候適順前年凶作に惱める農家は漸く愁眉を開くに至れり

●三十七年 燕麥、牧草、大麥、稻其の他露國產蔬菜類の種子を輸入し之を配付し試作せしめたり○七月果樹苗木取締規則を布き同時に検査官を任命す○六月七月水害あり之か善後策を講し後作として蕎麥種子を購入し之を農家に貸付す又種子物購入費として二萬四千九百五圓を農民に貸付する爲め各支廳に配當せり○是歲後志、渡島、膽振國地方野鼠の發生甚たしく吏員を派して之か驅除法を講せしむ○十一月北海道果樹

協會に於て北海道果實品評會開催の舉あり北海道廳之に尠なからざる援助を與へ審査官を派し又該業の獎勵の爲め苹果苗二千本を該協會に下附せり○是歲「農桑提要」二千五百部印刷し本道各町村及び各農會に學校等に配付して本道農作物栽培の範式を示せり又噴霧器を調製して病蟲害驅除豫防の爲め農家に貸付し之か勵行を計れり

●同三十八年 國費を以て牧草、苹果苗を購入し地方費を以て大麥、燕麥、大豆、小豆、菜豆、豌豆、牧草、玉葱、馬鈴薯を購入し之を各郡農會及び篤志家に試作せしむ○是歲時局に際し「農家の心得」を三萬枚印刷し之を各農家に配付し又「北海道病蟲害驅除豫防法概要」を印刷して各町村農會巡查駐在所等に配付せり○是歲害蟲病害驅除の爲め輕便噴霧器を調製し各支廳農會等に配付す○是歲巡回教師をして實地指導を爲さしむ其の主な事項は果樹の剪枝、馬耕、播種法、除草器使用法其の他撰種法等なり○是歲六月各支廳の勸業主任者を招集して勸業主任會議を開き勸業上に關する種々なる事項を協議したり

現況

耕地及農家

本道は面積六千有餘方里、其の間峰巒巍峨として起伏し大小幾多の河川は蜿蜒として廣漠たる平野を貫流す而して原野は概ね藪蒼たる森林蓬叢たる雜草を以て蔽れたり其の河流の沿岸は豊沃なる沖積土にして農耕地として最も貴はれ森林草野は永年凋落せる莖葉堆積して良好なる腐植土を生成せるを以て地味亦肥饒なり其の他泥炭地火山灰地の如き不良の地亦鮮からずと雖も改良を施すときは利用の途なきにあらず現今開墾進捗して耕地となれるは主に河川沿岸の沃地にして其の面積三十六萬餘町歩に達せるも尙ほ全道農牧に利用し得へき土地面積の九分一に過ぎず傾斜地及び改良を施したる後にあらざれば耕作する能はざる土地の如きは未だ開墾するに至らず農耕地として最も早く開墾せられしは渡島、石狩、膽振、後志、日高等にし此等の諸國は比較的開墾歩を進め土地利用の程度高さも其の他の諸國は尙ほ開拓の初期にありと云ふも可なり

本道に於ける土地開墾の方法は樹林地と草原地とに依り多少其の趣を異にす樹林地の開墾は先づ立木を伐採するを例とし概ね冬期農閑の際之を行ひ土地の状況により薪炭角材、鐵道枕木となして賣却すれとも土地僻陬にして交通不便の地にありては伐倒したる樹木を七八尺の長さで切斷し一定の場所に集積し枝梢を交へて之を燒棄す又伐木の遑なき時に於ては立木の基部を伐り廻し樹皮を輪狀に剝き取り自然に枯死せしめ日光の透射を良好ならしめて耕作し農閑を見て伐採す伐木を行ひたる後は小柴、熊笹等を刈り拂ひ乾燥後燒却す若し其の除去に困難なる地にありては之を刈倒すことなく早春直に放火して燒棄するものとす斯くて後ち始めて新墾を行ふものにして耕耨に容易なる地にありては唐鋤を以て墾起し作物を播下すと雖も墾起に困難なる地は削り蒔きと稱し地上を淺く削り種子を撒播す開墾後直に播種すべき作物の重なる種類は蕎麥、粟、黍、莖、莖、玉蜀黍、馬鈴薯等なり收穫後は其の年の秋季又は翌春更に耕耨して作物を播種し除草培土等を行ひ雜草の發育を防ぐ斯くの如くして數年を経過したる後には樹根腐朽し洋犁を以て耕耘し耙耨を以て整地する等即ち動物力を以て器械を使用することを得るに至る草原地の開墾は樹林地に比すれば頗る容易にして草木を刈除燒棄して直に普通の如く深耕することを得、故に新墾犁を使用するときは

最も有利なり開墾に要する勞力は土地の状態開墾方法の精粗に依り固より一定せずと雖も樹林地にありては一反歩に付八人乃至二十人草原地にありては三人乃至六人を要すへし草原地を新墾型にて墾起するときは一日三反歩乃至六歩の功程を普通とし又一反歩に付一圓乃至二圓にて新墾を請負ふ者あり

本道の耕地は主として畑地にして近年水田は非常なる速度を以て開發せらるゝも尙ほ畑地三十四萬一千町歩に對し水田二萬一千町歩に過ぎず尤も渡島石狩後志の或る一部地方は水田を主作とせる農家なきに非らず一般に將來益々其の反別を増加する傾向あれとも現在全道を通觀すれば畑作を以て農業の基礎と見做さるへからず故に府縣農業の水田を主作とせるとは大に其の趣を異にせるものあり而して畑作經營の方法は土地の状態氣象の關係交通の便否により差異ありて或は特有作物を主とし或は果樹蔬菜を專とせるものありと雖も此等は比較的交通便利なる都市附近農村の一部にして多くは穀菽を主とし兼て特有作物を栽培す即ち大小麥大小豆等の普通作物を主とし地方の状況により麻亞麻、蕁、薄荷等の特有作物を栽培するもの多し又本道は農耕期間短かき故に本邦溫暖地方の如く二毛作を爲す能はず收穫播種期節の配合により二三作物の間作を行ふのみにして一年一作を以て農家經濟の根本とな

す本道に於ける耕作法の府縣に比して差異ある主要なる點は動物及び器械力を多く使用するにあり其の茲に至れる原因は種々あるへしと雖も泰西の農法に規り夙に動物力の使用を奨励したると一戸耕作地積の廣大なるにあり本道は尙ほ其の面積に比し人口稀薄にして三十八年現在總戸數は二十二萬餘、内農家戸數專業八萬一千餘戸兼業三萬三千餘戸、合計十一萬五千餘戸にして其の一戸平均作付反別は三町歩餘に當れり道廳に於て區劃を施し殖民地として貸付するは一戸分五町歩にして其の二割は薪炭風防林等として存置し得るの制なり又大地積を有し小作農法を營む者も一戸に付五町歩を貸付するを常とす故に本道に於ける小農者は一戸平均四町歩を耕作するものと見做して可なり今本道中數地方の實例により農家を大中小に區別し其の耕作反別を見るに大農は十五町歩乃至二十町歩中農は八町乃至十四町歩小農は三町乃至七町歩にして三町歩以下を耕地するものは兼業者若くは開墾中のもの、外殆ど之を見ること能はず小農にして尙ほ且つ斯くの如き大地積を耕作す之を府縣中耕作反別多き東北方の農家一戸平均地積一町五反歩に比較するに一倍の廣面積にして其の間多大の徑庭あり斯くの如く廣面積を耕作するか故に勞力を節約せんとするには勢ひ動物力を利用せざるへからず故に普通此等農家は數頭の馬匹及び洋犁、耙、耨の二者を

所持し洋犁を用ひて耕起したる後ち耙耨を以て整地す其の功程普通洋犁は一日一人馬一頭にて四反歩乃至六反歩を耕勸し得べく耙耨は一日二町歩を整地すること容易なり其の他播種中耕培土等にも播種器畦條器馬用除草器培土器等の馬力器械を使用して作業す此等の器械使用は雷に畑地のみならず水田の耕勸整地にも洋犁耙耨等を使用す是れ本道の水田は其の區劃整然面積廣大にして使用に便利なるか故なり

本道の新墾地にありては三年乃至五年間は無肥料にて充分の收穫を得べく而して其の肥沃なる地にありては新墾後一兩年は作物の莖葉徒長し結實不良所謂出來過ぎ等の憂あり斯の如きを以て本道農家は一般に肥料に對し冷淡なる傾向あるを免れさるも耕地の古きは二三十年を経過して既に地力の減耗を來し良收穫を擧ぐる能はざるを以て農家も漸次肥料の必要を感じ且つ當局者施肥の必要を説き之を獎勵するか故に近年各肥料の需用を増加するに至れり殊に厩肥は其の供給容易なるを以て使用せらるること多く過磷酸石灰其の他の人造肥料の施用も亦尠からず輪作法は作物の營養及び肥料に對する特需等を學理的に研究解釋して規則正しき方法によるもの多からず唯農家耕作上の都合を斟酌し莖蓋の後作に秋蒔大小麥等を耕作する等に過ぎざりしか近來は荳菽の跡地に禾穀を栽培する等病虫害豫防及び地力維持上輪作の有利なる

を認識し之を行ふもの漸次多きに至れり

本道耕地反別による自作小作の割合は自作五割四分小作四割六分にして農家戸數による割合は(兼業を除く)自作四割九分小作四割一分自作兼小作一割の割合をなし逐年小作の割合を増加するの傾向あり國家農政上より見て自作農者の多きは農事の改良普及農家愛土心の鞏固等苟も農事に關する百般の施設指導比較的容易なるを以て農村自治上慶すべきものなるも之に反して小作農者の増加するは喜ぶべき現象にあらざるなり然れども農業も他の起業と異なることなく資本ありと雖も勞力なく勞力ありと雖も土地資本を有せされは共に之を經營すること能はず是に於てか土地及び資本を有する地主と勞力を有する小作者とに依て初めて事業成立するに至る之れ經濟上已を得ざる状態にして殊に本道に於て年々幾多の移住民あり團體若くは單獨にて土地の貸下を受け自作する農家の數決して尠ならずと雖も中には未開地を開墾する資に乏しく又土地を購買する資力を有せざる者あり此等は勢ひ大地積の貸付を受け小作法により經營せる地主より土地を借りて小作農業を營なまざる可らず之れ漸次小作農業者の増加する所以なり今本道に於ける小作制度の一斑に就て述へんに其の方法府縣に比して全く特種なるものあり即ち之を大別して二となす一は普通小

作法にして府縣の者と差異なく他の一は開墾小作とも稱すべき者にして未開地の際より既に小作をなす者なり資本家か廣面積未開地の貸下を受け小作法により其の土地を開墾せんとするには小作者を本道又は府縣より募入せざる可らず其の方法種々あれとも普通渡航旅費の全部若くは一部を貸付け資力薄弱にして衣食住の困難なるものに對しては初年の米増を貸付し尙ほ小屋掛料、農具種子料を給與若くは貸付す是等貸付金は概ね三年乃至五年据置き漸く資力の豊なるに至りて返濟するか或は數年の年賦にて償還せしむ又土地開墾の難易に依り一反歩に付一圓乃至四圓位の開墾料を支給し開墾後二三年間は畝下年限と稱へ無料耕作せしめ三四年目より其の地方相當の小作料を徵收す而して開墾料を給與せざるものには畝下年限を長く與ふるを例とし最も長きは五六年に及ぶものあり又小作人の土着心を鞏固にして土地の成墾を迅速ならしめんか爲め食料開墾料等の保護を與へす單に成墾後其の土地の一割乃至六割を分與するの契約をなすものあり此の方法は一般に成績良好なれとも比較的資本を有する小作希望者にして始め食料開墾料等の保護を受けず成墾地に於ける小作は多く短期にして永小作の契約の如きは誠に尠なし小作料は土地の肥瘦交通の便否により大差あれとも畑は五十錢乃至三圓五十錢水田は玄米二斗乃至六斗にして小作

料は或は前納し或は秋收後仕拂等一定せざるも一箇年限りのものは多くは全額若くは半額前納し數年の契約を爲せるものは秋收後納付するを普通とせり

農 産

本道現在の耕作地積は三十餘萬町歩なれとも其の區域廣濶なるか故に地方に依り氣候風土を異にし積算溫度著しき差異あるを以て其の栽培する作物の種類亦多様ならざるを得ず故に府縣に比し稍々作物の適種を異にし特産と稱すべきもの尠からず農産物として最も早く耕作せられしは大麥、小麥、大豆、小豆、米、馬鈴薯、粟、蕎麥等にして工業及び交通機關の設備發達に伴ひ種々なる特用作物を栽培するに至れり即ち大麻、亞麻の如きは製麻會社の創立以來其の耕作反別を増加し麥酒會社、製粉所の設立に依り大麥、小麥等の栽培隆盛となり、酒精釀造、澱粉製造業に依り馬鈴薯、玉蜀黍の生産増加し又畜産業の發達に伴ひ燕麥、玉蜀黍、馬鈴薯、牧草、甜菜等の作付増加し其の他蕁、薄荷、荏胡麻等の如きも逐年栽培反別の増加を見るに至れり又各地樞要都會の隆盛進歩に伴ひ園藝作物の需用多きを加へ是等都會附近の農村は集約的なる園藝作物の栽培に従事する者頗る多く多大の収益を挙げつゝあり又果實は府縣及び遠く西比利亞地方に

輸出せられ大に賞美さるゝを以て晩近果樹栽培も著しき發達を爲すに至れり今是等普通作物、特用作物及び園藝作物の概況を左に述へん

普通作物

本道普通作物の主要なる者は米、大麥、小麥、裸麥、燕麥、大豆、小豆、粟、黍、蕎麥、稗、玉蜀黍、馬鈴薯等なり

米 明治二年の水田は僅に三百三十二町二反歩に過ぎざりしか近年巨額の費用を投して完全なる灌溉排水溝の開鑿工事を起し團體的事業を以て水田の開拓を圖るも各地方に續出せしか故に急劇なる進歩を爲し三十八年の耕作反別は一萬九千四百三十二町三反歩の多きに達せり本道に於て最も早く水田の開拓せられしは渡島國龜田上磯、檜山の諸郡にして之に次くを石狩國札幌地方とす現今稻作の盛なるは渡島國に於ける前記の地方、石狩國上川、空知、札幌、夕張の諸郡及び膽振國、後志國の各一部にして平年一反歩に付平均一石五六斗の收穫あり米質亦漸次良好なるものを産す其の重なる種類は赤毛、香早稻等なり

大麥及ひ小麥 近年麥酒製粉等の工業勃興と共に其の需用多く從て耕作反別増加し殊に良質のものを産出す大麥の主なる用途は麥酒釀造用にして全生産額の過半を

占め其の他食料及び家畜の飼料等に用ひらる小麥は主に製粉の原料に供せらるゝも醬油味噌の原料として消費せらるゝ額亦尠からず是等大麥、小麥は近來種子の交換、新種の輸入等をなし盛に良種の普及を圖れり本道に於て最も多く栽培する地方は石狩國(空知、札幌、樺戸、雨龍、夕張、石狩)後志國(岩内、余市、膽振國、虻田)北見國(常呂、紋別、天鹽國)上川(苫前、留萌)なり而して其の普通耕作せらるゝ大麥の種類はゴールデンメロン、ハンナ、二角シバリ、六角シバリ、新ゴールデンメロン、新ハンナ等、小麥は春蒔はグリーンマウンテン(有芒、無芒)、サスカチアン、レットファイフ、サスカチアンファイフ、ミネソダ、秋蒔はマーチンアンバー、ミシガンアンバー、白肌、赤皮、シブリー、フルツ、カリフォルニア等なり

裸麥 主に食用として消費せらるゝものにして其の産額も亦大麥及び小麥を凌駕す栽培地の主なるは石狩國(空知、雨龍、石狩、上川、札幌、樺戸)後志國(余市、岩内、瀬棚、膽振國、虻田)十勝國(中川)北見國(紋別、天鹽國)上川にして其の種類は兩得、丸實、青實、白三國、魯西亞裸、白裸、日の出、スムースホルレス等なり

燕麥 家畜の飼料として近年耕作する者多く殊に日露戰役の際馬匹の飼料として陸軍省の需用する所となりしに依り明治三十八年の作付反別は二萬四千六百六十四

町歩の多さに達せり主なる耕作地は石狩國空知、札幌、上川、石狩、雨龍、樺戸、夕張、後志國余市、膽振國(山越、虻田)及び日高、渡島、十勝國の二三郡にして其の主なる種類はリースホース、札幌改良燕麥、ホワイトヘルシヤム、ナイヤガラ、ホワイトオート、新輸入リースホースなり

大豆、小豆 各府縣に年々巨額の輸出あるのみならず大豆は味噌、其の他の製造原料として本道内に於て消費せらるゝ額亦鮮少ならず其の主産地は石狩國(札幌、空知、雨龍、夕張、上川、樺戸、石狩、後志國(余市、岩内)、渡島國(檜山、上磯、龜田)、膽振國(虻田、有珠、勇拂、千歲)、日高國(沙流、浦河、三石、静内)、十勝國(中川、河西、河東、十勝)にして主なる種類は大豆は赤莢、青中粒、茶大粒、黒小粒、黒大粒、白小粒、鶴の子、白大粒、小豆は圓葉、劍先、大納言、白莢とす小豆は氣温低くして初霜、晩霜等の害多き地、例へば北見、根室、釧路、天鹽等の各國に於ては充分成熟せざるに際し秋期降霜の憂あるを以て品質の善良なる者を生産すること困難なりとす大豆は余市及び札幌、空知、虻田、有珠、岩内、石狩、夕張、中川、河西等の各郡に生産するもの其の品質良好なるを以て名あり

粟、蕎麥、稗 是等の作物は主として農家の食料として耕作消費せらるゝ者にして殊に水田を耕作せざる地方に於ては是等を多く常食として用ふ其の主なる産地は石

狩國空知、札幌、石狩、上川、雨龍、夕張、膽振國(虻田)有珠、勇拂、後志國(余市、岩内、瀬棚、渡島國(檜山、龜田、茅部)、天鹽國(上川、苫前、留萌)、北見國(常呂)にして普通栽培する種類は粟は赤粟、津輕早生、猫足、笹粟、黍は糯黍、早生、晩生、ロシア、稗は在來種、蕎麥は在來種、蔓蕎麥、カリフォルニア、シルバール、ロシアとす

王蜀黍 近來酒精の原料として需用額を増加し又農家の食料、家畜の飼糧等にも消費さるゝを以て其の耕作盛なるに至れり産地の主なるは石狩國上川、札幌、空知、夕張、石狩、雨龍、樺戸、後志國(余市、岩内、瀬棚)、渡島國(龜田、上磯)、膽振國(虻田、勇拂)、十勝國(中川、河西)、天鹽國(上川)にして主なる種類はロングフエロー、黄色八行、ブラックコーンなり

馬鈴薯 能く本道の氣候に適應し到る處生育せざることなし近年澱粉製造業の隆盛に従ひ其の原料に用ひらるゝもの頗る多く酒精製造の原料として消費せらるゝ者亦少なからず又根塊のまゝ各府縣及び遠く南洋諸島に輸出せらる殊に農家の副食物として賞美せられ又家畜の飼料に供する等其の用途廣大にして品質亦良好なれば本道の特産物と稱するも可なり近年疫病の流行と共に稍々一段歩に對する收量は減少せるも總産額は年々増加し新種類の輸入栽培をなす者多し其の主産地を擧ぐれば石狩國(上川、空知、夕張)、札幌、樺戸、後志國(余市、岩内、磯谷、瀬棚)、島牧、渡島國(龜田、茅部)、上磯、爾志、檜

山膽振國(山越、虻田、勇拂)十勝國、中川、河西、天鹽國(苫前、上川)にして其の他全道到る處多少の栽培を見ることがなし普通栽培するはアーリーローズ、スノーフレッキー、アーリーピーチオフヘブロン、アメリカオランダ、屯田薯、根室薯等とす

特用作物

特用作物として最も多く栽培せらるゝものは莖苔、大麻、亞麻にして其の他は藍、烟草、荏、胡麻、薄荷、蘭草、杞柳等なり

大麻、亞麻 製麻會社創立以來其の販路容易にして收入多ければ漸次作付反別を増加せり殊に空知、札幌、樺戸、有珠、虻田の各郡農村には附近に製線所の設立あるを以て多く栽培せられ品質良好にして收量亦多し普通栽培する大麻の種類は朽木種、獨乙種にして亞麻はベルギー、ロシア、フランス、ベルジウム、長莖、フランス等なり

莖苔 逐年其の栽培反別を増加し生産物は主に各府縣に販出せらる即ち油の原料にして工業機關の設立及び發展に伴ひ益々其の製品の需用を増加し殊に日露戰役の當時は甚だしく消費せられ從て其の耕作者も多かりき本道に於て最も多く耕作せらるゝ地は石狩國(空知、雨龍、上川、樺戸、石狩、夕張)、札幌、後志國(岩内、瀬棚)、膽振國(虻田、有珠)、天鹽國(上川、苫前、留萌、北見、國紋、別等)にして新墾地初年の作物として播種せらるゝ反別少な

からす現今耕作するは主として西洋種にして品質善良なる者を産出す其の種類はハンプルク、日本種、朝鮮種當なり

荏、胡麻 油製造の原料として栽植せらる其の主産地は石狩國(夕張、空知)、膽振國(有珠、虻田、山越)等の地方とす

薄荷 石狩國(上川、北見、國紋、別、常呂、網走)等の地方に栽培せられ年々其の耕作反別を増加す種類は赤質(赤莖)、青質(青莖)を主とし薄荷油は主に海外に輸出するものにして藥劑用工業用及び食用に供せられ其の需用近年益々増加する傾向あるか故に製造法を改良し外國生産品に比して遜色なきに至らば輸出品として前途有望ならん

藍 開拓使當時獎勵の結果其の栽培盛なりしか近來は耕作を減少せり唯た後志余市、膽振(有珠)の地方にては其の栽培稍々盛にして品質も亦佳良なる者を産出す

烟草 膽振國(幌別村)のみを耕作指定地と限られたるを以て他地方に於ては耕作することを得ざるも試作の結果本道各地に適するは疑はざる所にして殊に火山灰地に好適なる爲め火山灰地利用方法の一として將來栽植するに至るべきか

蘭草 近來稍々其の栽培を増加するに至れり是れ農家農閑の手藝製作品として收益多く適當なる副業なれば數年來本道にては専門の技術者をして之か製造法を本道

各地方に巡回教授し既に石狩、渡島、膽振國の一部は之か製造に従事せるもの少なからず其の種類は小鬚、太蘭とす

柑柳 石狩、後志、十勝の各一部に出産するに過ぎざるも相當品質のものを産する爲め近來漸く栽培を試むるもの多きを加ふるに至れり

園藝作物

園藝作物の主なるものは苹果、櫻桃、梨、葡萄等の果木及び玉葱、甘藍、菜豆等の蔬菜類にして本道の氣候は能く此等作物の生育に適應し夙に泰西の良種を輸入栽培せるを以て一般に品質優良なるものを産し就中苹果、玉葱、甘藍は特産として既に世に知らる而して拓殖事業の進捗と共に都邑附近の農村は集約的農業の經營を爲すもの多きを加へ交通の發達は生産品の消流を容易ならしむるを以て之か栽培は逐年好況を呈するに至れり

玉葱 玉葱は能く本道の氣候に適し品質善良收量多大にして熟練なる栽培者は一段歩に付一萬斤を收穫す生産品は調理用として珍重せられ各府縣に輸出するもの多く又近來西比利亞地方或は清韓等に輸出する額増加するに至れるを以て本道の特産物として益々有望なり産地の主なるは石狩國(札幌、空知、上川)、後志國(膽振國等)の一部に

して種類はエーロー、ダンバース、レッドウキザス、フキルドを主なるものとす

菜豆、豌豆 到る處栽培せざるはなく農家の食料に供せられ又各府縣に輸出する額尠なしとせず菜豆は余市産の者最も名あり豌豆は札幌、空知、岩内産のもの良好なり其の主なる産地を擧ぐれば石狩、後志、渡島、膽振、十勝、天鹽等にして普通栽培する種類は菜豆はホワイトシードランナー(札幌菜豆)、アーリーチャイナ(姉子)、レッドキドニー(六週)、ポストンスモールビビン、ケースナイフ、コンコルド(丸鶉)、ボルチュラルクランペリー(金時)、レッドポツデッドホーチカルチュラル(長鶉)にして豌豆はインブルグ、リットルジウム、アメリカンチャンピオン、札幌莢豌豆、札幌青手無豌豆、佛國大莢とす

甘藍 本道の氣候に好適するを以て其の栽培極めて容易にして品質の善良なるものを産し調理用として賞美せらるる故に本道到る處栽培せざるはなし其の主なる種類はヘンダーソンサンマー、バービースシユアヘット、バンダーコー、ラブトン、エキストラアーリー、レッドダツチとす

其の他蘿蔔、胡蘿蔔、蕪菁、甜菜等の根菜類は自家用又は家畜飼料として栽培せらるゝと頗る多し殊に渡島、函館、田郡の大野蕪菁は特産にして品質優等なり茄子、瓜の類も各

地に栽培せられ品質良好なる者を産出す

●果樹 本道の主なる果實は苹果、梨、櫻桃、李、葡萄、「グスベリー」、「カーラント」等にして梅、桃等も多少栽植せらる。果樹類は開拓使時代に於て種苗を内外諸國より輸入し先づ之を東京に栽培し其の風土に適するや否を試み尋て七重試験場及び札幌果樹園に移植し其の氣温及び土質に適する者は之を各地方に頒て培養せしめ遂に今日の状態を見るに至りしものなり。苹果は最も本道に適し品質佳良のものを産出し年々各府縣に販出し殊に近年西比利亞及び清韓地方の販路を開け輸出するに至りしを以て將來益々盛大に趣くなるべし。梨、櫻桃も亦本道に適して廣く栽培せられ殊に櫻桃は良品を産す。葡萄は葡萄酒醸造用の原料に供せられ又生食用として賞美せらるゝを以て其の栽植を圖るもの増加し品質も亦善良なり。「グスベリー」、「カーラント」は「ストロベリー」と共に果園の樹間其他に栽培するもの漸く多きを加へ殊に「ストロベリー」は「ジャム」、「ゼリー」の製品として販賣せられ又生食用として歡迎せらる。是等果樹栽培の盛なるは石狩國(空知、札幌後志國)余市、小樽、岩内、渡島國(龜田)等にして就中苹果の良好なるものを生産するは余市にして之に次くは空知、札幌、小樽地方なり。今此等果樹類の普通栽培せらるゝ主なる種類を擧ぐれば苹果は紅魁、初笑、エーロートランズヘッド

丹頂以上早熟種) 旭、祝、紅綾、生娘、黃龍以上中熟種、紅玉、赤龍、國光、耕ノ衣、柳玉、鳳凰卵、倭錦、大狸々、翠玉、蝦夷衣以上晩熟種、梨は眞鍮、江戸屋、孝藏、長十郎、巾着、早生赤、不二、上花、太平(以上和種)、バードレッド(鈴梨)、フレミツシユビエーチー(日向紅)、ウインタートネリス(青茶)、ブランドデーワキン(以上洋種)、葡萄はコンコルド、カムベルスアーリー、チャンピオン、クリントン、イサベラ、デラウェア、アカワム、櫻桃はアーリーハープルギニエー、ガバナウー、ブラツクタイタリアン、ナイツアーリーブラツク、エーロースパニツシユ等なり

農業制度

農事試験場

開拓使の置かるゝや本道開拓の第一要務は農業的富原の開発にありとなし大に農民を保護移住せしめ又栽培耕種の法を知らしめんが爲めに龜田郡七重村及び札幌官園に於て農事の試験を行ひ札幌農學校亦諸種の試験をなせり。七重勸業試験場は明治の初年李國人アル、ガルト子ル開墾の跡地にして明治八年始めて七重勸業試験場と稱し内外各種の穀菜及び果樹草花を栽植し又西洋農具を用ひて耕耨の利便使用の方法を

知らしむ札幌官園は明治四年の創設にして數種の穀菜を植ゆ明治十一年五月育種場と改稱し其の接近の地を開墾し爾來内外國凡百の作物を栽培し風土の適否を試み其の良好なる種苗拂下を以て農事の獎勵をなせり後ち北海道廳の置かるゝに及び此等試験場を廢止し二十二年石狩國上川郡旭川に農事試験場を創設し農作物の試験種苗の配付を行ひたり明治二十六年石狩國札幌郡白石村及び平岸村真駒内渡島國龜田郡七飯村に稻作試験場を設置し七飯村稻作試験場稲作の適否肥培に關する試験を行ひ又白石試験場後真駒内を其の分場と改稱すにては、蘭草の試験を兼ね行ひたり同年泥炭地利用の法を講せんか爲め石狩國幌向原野及び對雁原野に泥炭地試験場を設けたり同二十七年十勝帶廣村に十勝農事試作場を設置し該地方の農事に關する試験と種苗の配付を行ひ同三十四年に至り農事試験場に改革を加へ札幌に圓費を以て北海道農事試験場を設け上川農事試験場を地方費支辨として北海道地方農事試験場と改稱し十勝農事試験場及び白石農事試験場二十五を其の分場とせり同三十六年膽振國勇拂郡安平村早來の火山灰地をトし火山灰地農事試験場を設置せり現今北海道農事試験場にては其の場務を種藝病虫害農藝化學の三部に分ち場長技師一名専門の技師三名各擔當す外に技手三名助手若干名ありて實地の試験と共に學理的研究を行ひ併せて

種苗の配付をなす又時々場員を派遣して地方の農況を視察し巡回講話をなさしむ同三十九年より高丘地利用法講究の目的を以て十勝國中川郡札内原野に高丘地試験場を設けたり

農事巡回教師

開拓使時代より農業技術者及び熟練なる老農を各地方に派して農事講話及び實地指導を爲す明治三十四年に至り專任農事巡回教師を置く明治三十六年全道を四區に分つ即ち第一區は札幌空知上川河西増毛の五支廳管内第二區は小樽岩内室蘭浦河の四支廳管内第三區は函館檜山壽都の三支廳管内第四區を宗谷網走根室釧路の四支廳管内なり各區一名の巡回教師之を分擔し巡回講話と實地指導を爲せり尙ほ奏任巡回教師一名ありて之を監督す外に一名の巡回教師を置き冬期農閑を利用して疊表製造の方法を傳習せしむ

農事囑託試験

由來本道の地たるや區域廣濶にして其の間自ら氣候の差土質の異ありて二三農事試験場成績の結果のみにては之を實地に應用して適切を期し難し故に本道各地の重なる農村の農事篤志家に囑託し相當の手當を給して諸種の農事試験を行はしむ其の起

原は明治二十六年にして其の年亞麻を札幌郡一名、石狩郡二名、空知郡四名、夕張郡一名、樺戸郡二名、幌別郡一名、虻田郡一名、札幌農學校附屬農園に、甜菜を札幌、空知、幌別、有球の各郡内の精農十七名及び札幌農學校附屬農園に各肥料及び種子を交付し本廳指定の方案により試作を囑託せしを始めとす同二十八年一層之を擴張し其の成績に見るべきものあり同三十五年に至り新に試作を要するものは各町村農會に囑託し其の農會自ら之を施行するか若くは其の部内農事篤志者を撰抜して囑託し農會監督の下に精密に其の成績を調査せしめ又本廳より吏員出張して監督す此の年囑託に要せし地積は總計二萬千二十坪、試作物は亞麻、大麻、春播大麥、水稻、大豆、小豆、秋播小麥、裸麥、蕎麥、玉蜀黍、燕麥、煙草の十二種にして本試驗を囑託するに當りては本廳は其の試驗方法を示し試驗に要する肥料及び種子は現品を給與し其の收穫物は悉く試驗者の所得とし囑託地積の廣狹に應じ手當金を給與せり試作終了後各種の收穫物標本を成績報告書に添付して提出せしむる事とせり明治三十九年度に於て委託試驗の目的に供せし農作物は水稻、大麥、小麥、裸麥、燕麥、大豆、小豆、玉蜀黍、馬鈴薯、牧草、大麻、蕁薹、蘭草の十三種にして地方により國費及び地方費の支辨に分つ即ち天鹽、北見、根室、釧路、千島は前者に屬し、渡島、後志、石狩、膽振、日高は後者の支辨により之を施行す

農會

本道農事改良發達の機關として民間有志者の勸業諸會を設立したるは明治十四年十一月勸農協會を設けたるを始めとす同會は事務所を札幌に置き會員を廣く本道各地に募り雜誌を刊行して農事上有益なる記事論説を載せ且つ農事に關する應答をなして以て本道農事の革進を圖れり蓋し我國に於ける農會の最も古きものなり其の後名稱を北海道農會と改稱せしか三十三年に至り農會法に依りて法定道農會組織の議起るや所
有財産を擧げて道農會に寄附することを議決し解散せり次て同年十一月法定の道農會の設立を見たり

現在の北海道農會は成立以來約六箇年間の短日月なれとも其の間多大の効績を擧げたり同農會は十七郡農會百五十七町村農會より成り郡農會は各支廳管内に一箇所を設く(但し函館支廳内に三箇、檜山支廳管内に二箇の郡農會あり又宗谷、根室の二支廳管内には未だ農會を設立するに至らず)道農會役員は會長一名、副會長一名、幹事一名、技師一名、技手一名、書記二名、其の他名譽顧問一名、評議員五名あり同會事業として毎月一回會報を發行し會員に配布するの外廣く之を發賣す又巡回講話をなし病菌害蟲の驅除

豫防の指導を行ひ又農事に關する出版物を頒布する等作物耕種方法の改良發達を圖り又農産の販路等を紹介し共同購入品の船車賃割引を交渉し或は産業組合の設立を獎勵し或は各地方に開催する品評會に審査員を派遣す又明治三十五年度より二週間の農事講習會を數箇の郡農會に開催し之に講師を派遣し其の効果頗る良好なり今三十九年五月現在郡農會の所在地組織農會數及び其の區域を擧ぐれば左の如し

郡農會名	所在地	組織町村農會數	區域
札幌外四郡農會	札幌區	一六	札幌郡、石狩郡、千歳郡、厚田郡、渡邊郡、
小樽外六郡農會	小樽區	二〇	小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美園郡、稚丹郡、
岩内郡農會	岩内町	六	岩内郡、虻田郡の内俱知安村、
壽都外三郡農會	壽都町	八	壽都郡、島牧郡、磯谷郡、歌葉郡、
瀬棚外二郡農會	瀬棚村	五	瀬棚郡、久遠郡、太櫓郡、
檜山爾志郡農會	檜山町	六	檜山郡、爾志郡、
松前郡農會	松前町	四	松前郡、
龜田上磯郡農會	龜田區	八	龜田郡、上磯郡、
茅部山越郡農會	茅部村	七	茅部郡、山越郡、
室蘭外五郡農會	室蘭村	三	室蘭郡、有珠郡、虻田郡(俱知安村を除く)、幌別郡、白老郡、勇拂郡、
浦河外六郡農會	浦河町	八	浦河郡、三石郡、靜内郡、新冠郡、沙流郡、様似郡、幌泉郡、
釧路外五郡農會	釧路町	八	釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、
網走外三郡農會	網走町	九	網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡、

郡農會名	所在地	組織町村農會數	區域
増毛外三郡農會	増毛町	八	増毛郡、留萌郡、苫前郡、天鹽郡、
空知外三郡農會	岩見澤町	三	空知郡、夕張郡、樺戸郡、雨龍郡、
上川郡農會	旭川町	二	上川郡、空知郡の内上富良野村、下富良野村、
河西外六郡農會	帯廣町	九	河西郡、河東郡、上川郡、中川郡、十勝郡、廣尾郡、

産業組合

中産以下の産業者の爲めに特別なる經濟機關を設け直接に國利民福を圖るの政策として茲に産業組合設立の必要を生し明治三十三年三月法律第三十四號を以て産業組合法發布せられ又同年六月勅令第二百五十五號を以て本道農業者の設立する産業組合に關する件を公布せらる同年七月農商務省令第十六號を以て産業組合法施行規則を發布し次て明治三十四年五月内務省令第十三號を以て勅令第二百五十五號本道農業者の設立する産業組合に關する施行規程を定む同月内務大臣より第四百四十一號を以て右施行規則の取扱事項に付訓令あるや本廳は之か設立獎勵に励めたりと雖も本道農業者は内地各府縣民の集合にして風俗習慣を異にするを以て各自の意思充分疏通せず故に各種産業組合の如き信用を基礎とする組合の設立は府縣に比して困難なるものあり然れども明治三十五年一月無限責任江別勤儉信用組合の設立を初めと

し漸次各地方に於て組織するに至り現在各種組合の数は二十六にして其の種別は信用組合四、購買販賣組合二十、販賣組合二なり斯の如く本道は購買販賣組合多く金融機關たる信用組合尠なしと雖も農村の發達と共に住民は組合の必要を認むるに至りしを以て漸次其の數を増加する傾向あり殊に三十八年三月法律第五號の内北海道拓殖銀行定款改正と共に同銀行は産業組合に對し五箇年以内定期償還の方法により無抵當貸付を爲すことを得る事となりたるを以て漸次各組合の活動注目すべきものあるに至るへし

病害蟲驅除豫防

本道は昔日より害蟲の被害少なからず明治十三年十勝國に於て飛蝗發生以來明治十八年頃迄四五十年間は蝗蟲の爲め非常なる損害を受け時の縣廳は極力之か驅除豫防に努め農商務省よりも吏員を派し巨萬の費用を抛ち驅除方法を講せり之か爲め終に其の跡を絶つに至れり其の他蝸蝓類の果樹桑樹、夜盜蟲の蔬菜、穀菽を害したること屢々なりき明治二十九年三月法律第十七號を以て害蟲驅除豫防法を發布せらるゝや本廳は二十九年七月廳令第四十號を以て田圃害蟲驅除豫防規則を定め尙ほ該規則を馬鈴薯疫病に適用する旨明治三十五年八月廳令第百十四號を以て發布せり

明治三十六年四月廳令第六十三號を以て害蟲驅除豫防法施行規則を改正し廳令第六十四號を以て本道に發生する害蟲二十種類の驅除豫防法を示し前廳令は之を廢止す微菌の驅除豫防も三十六年四月廳令第六十五號を以て廳令第六十三號を馬鈴薯疫病に適用することに改正せるも之れ亦明治三十六年廳令第八十九號を以て農作物病蟲十二種を限り廳令第六十三號に適用することに改正し廳令第九十號を以て其の驅除豫防法を定めたり

現今農作物病害蟲の驅除豫防は此等廳令に依りて施行する外時々訓令又告諭を發して其の勵行を勗め或は印刷物を各町村農會小學校等に配付し且つ警察官の助力を求むることは其の効果顯著なるを認め巡查に害蟲病害の驅除豫防法一般の智識を授くるの必要を生し明治三十八年五月より巡查教習所の教科目に病害蟲驅除豫防論の教科を加ふるに至れり又實地施行上に關しては時々補助費を支出し或は驅除豫防の器械器具を購入貸付し又發生期に際しては吏員を派して其驅除豫防の督勵を爲さしめつゝあり

副業

農家は穀菽耕作を本業として生活を営み得ると雖も亦他の副業によりて生活費を補足せざるへからず即ち農閑を利用し或は老幼婦女子の勞力を活用して他の副業を營むは農家の一家經濟上極めて有利なることと云ふへし本道の如き人煙稀少にして勞力の過剩ならざる地にありては各府縣の如き時種なる副業の隆盛を來すこと難しと雖も近年各地方に於て種々の副業に従事するもの尠なからず

本道に於ける副業は家畜の飼育養蠶及び手藝製作品等にして是等は農耕に附隨したる主なるものなり明治三十七年度に於ける春蠶及び夏蠶の飼育戸數は一萬二百六十戸其の收購高合計七千七百七十石に達し農家の副業に成るもの其の過半を占め今後益々隆盛する傾向ありて最も有利なるものとす畜産副業は農業の發達に伴ひ最も肝要なる者にして之を蕃殖して利益を收め又其の排泄する糞尿を肥料に使用して地力の減退を補足し作物の收量を多からしむ牛馬の飼育は近年益々隆盛となり作物の藁稈及ひ野草を利用し又農圃の一部に牧草を栽培し一戸概ね一二頭の牲畜を所有し馬は農耕に使役する傍ら仔馬を産出するを目的とし牛は一部分搾乳をなすものあれども主に仔牛を生産し肉用として賣却す或る町村部落に於ては共同にて種牡牛馬を購入して所有の牲畜に配するものあり此等は皆農耕の傍ら従事するものにして農業組

織の革進を示すものなり豚も亦肉類の需用増加せしを以て之を飼育するもの多く厨裏の殘滓及び種々の廢物を利用して飼育す其の最も盛なるは石狩國にして全道豚數の半はに達し其の他膽振日高十勝渡島北見等に多し養鶏は各地方殆ど之を見ざることなく殊に石狩渡島膽振後志等は飼育者多く概ね農家に於て各戸數羽を飼育するものなれとも全道を通する生産額は決して寡少ならず

本道は冬期間極めて永きを以て農家は此の間に於て薪炭角材類及び鐵道枕木等を伐採賣却し又馬匹を所有するものは是等の運輸をなすの外種々の運搬業に従事するものあり手藝製作品は概ね老幼婦女子の従事するものにして其の主なる者は炭入葎簀草鞋草履俵繩ツマゴ藁靴等にして水田を耕作する地方にありては此等の藁細工に従事するもの多く札幌區附近に於ける一部の農村は燕麥稈を以て麥酒釀造を製し之を麥酒會社に販賣するものあり以上手工品は主として冬期間従事するも亦農耕の餘暇に於ても之を爲すものとす俵の如きは藁類の外燕麥稈を以て製作し其の他草履草鞋繩等は藁類の外本道野生の菅蒲類を夏秋期に苧取り之を乾燥して原料となし又玉蜀黍皮を利用するもの少なしとせず其の他加工品としては藁蓆柳行李等の製造に従事するもの多少あり

統計

田畑累年表

年次	田	畑	計	年次	田	畑	計
明治二年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同十八年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同三年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同十九年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同四年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同五年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十一年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同六年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十二年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同七年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十三年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同八年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十四年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同九年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十五年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十六年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十一年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十七年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十二年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十八年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十三年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同二十九年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十四年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十五年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十一年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十六年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十二年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同十七年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十三年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町

同三十四年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十七年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同三十五年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町	同三十八年	一六,九三町	三九,九七町	五八,九〇町
同三十六年	三三,三三町	四二,九三町	八二,五三町				

主要普通作物累年表 其一

年次	米		大麥		小麥		裸麥	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
明治二年	??	??	??	??	??	??	??	??
同三年	??	??	??	??	??	??	??	??
同四年	??	??	??	??	??	??	??	??
同五年	??	??	??	??	??	??	??	??
同六年	??	??	??	??	??	??	??	??
同七年	??	??	??	??	??	??	??	??
同八年	??	??	??	??	??	??	??	??
同九年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十一年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十二年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十三年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十四年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十五年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十六年	??	??	??	??	??	??	??	??
同十七年	??	??	??	??	??	??	??	??

第五章 農業

年次	同二十九年	同二十八年	同二十七年	同二十六年	同二十五年	同二十四年	同二十三年	同二十二年	同二十一年	同二十年	同十九年	同十八年	同十七年	同十六年	同十五年	同十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年		
作付反別	二六三三	一〇七〇	七六五	八三三八	八五九一	七六六四	二七二三	二四八三	一八三一	五〇六	二七三	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	
收穫高	二七七五	一〇五七	六三八四	五九六九	六四四三	七五七三	二九六七	二四四三	一八七九	三三二	三三三	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?
大	一六八六	一三三三	九三四	六三四	四七六	四八三八	七九三	七五八四	五四六一	二四一	一九一	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?
麻	二〇二四	二四八八	三三三	三三三	三三三	六八四〇	八四四三	一〇三三	六〇二四	一五二七	一四五六	七六九	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
亞	四〇四七	二〇六八	一〇三六	四八四	四三三	二四〇六	三三三	三三三	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?
麻	三三三	一三三	五三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
藍	一四七六	五八四一	八五二六	四三三	二五八八	二二〇	二二〇	二二〇	七四九	四九四	一五三	一七八	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?	町?
收穫高	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

第五章 農業

年次	同三十八年	同三十七年	同三十六年	同三十五年	同三十四年	同三十三年	同三十二年	同三十一年	同三十年	同二十九年	同二十八年	同二十七年	明治二十六年
作付反別	四七六四	五三三三	五〇七六	七三三七	四八八三	七三三三	九三三三	九三三三	八三三三	七〇二七	五四九六	四六八八	三〇四八
收穫高	五五七七	五〇五三	六三六四	三三〇三	五五五九	九三三七	一四六三	六八三三	六六七七	一〇六一	六四一七	七四九三	三六三三
大	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三
麻	一七〇〇	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三
亞	四一六六	三三三三	一〇六四	一〇一五	九〇六六	九〇一八	一〇六三	六三〇三	四六七七	四〇六八	四〇二七	二九九八	一五八三
麻	二四三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三
藍	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三
收穫高	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三	一三三三

主要特用作物累年表

自作地小作地累年表

年次	自作地			小作地			合計		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
明治十九年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十一年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十二年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十三年	?	?	?	?	?	?	?	?	?
二十四年	?	?	?	?	?	?	?	?	?
二十五年	?	?	?	?	?	?	?	?	?
二十六年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十七年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十八年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
二十九年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十一年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十二年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十三年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十四年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十五年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町
三十六年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町	3,901町	6,802町

同	同	同	同	同	同	同	同
三十七年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町
三十八年	1,277町	1,000町	2,277町	610町	4,051町	4,661町	2,901町



園桑所習講事農廳道海北



社真赤社會名合造製種蠶

農事講習所桑園

同所は元と札幌蠶業傳習所と稱し後ち北海道廳農事講習所と改む傳習生を養成し傍ら蠶業の試験をなす此の園は本年八月撮影したる同所附屬桑園の一部に係り明治二十八年野桑苗木を移植したる高木仕立にして本年春截りを行ひたるものなり

赤眞社

同社は膽振國有珠郡伊達村に在り多數の蠶種を製造して府縣及び本道内に販賣す此の園は同社蠶室の前面と桑園の一部とを示すものなり

故赤眞社長 伊達 邦成

務めつゝ摘よ桑子の繭つくり

やまと錦を織りいたすまで

第六章 養蠶

本道山野は天然の良桑に富み其の氣候能く養蠶に適す安政年中幕府函館近傍に蠶業を奨励せしも其の効果を見るに至らず開拓使に至り斯業の興起を圖り桑園及び養蠶場の札幌七重等に設け良好の桑苗を内外より移し教師を招き飼育法を教へ生繭買上の法、紡織場の設備蠶種桑苗の下付等勧誘に力を盡せり本廳に至り亦奨励を怠らず巡回教師を置き飼育及び病毒豫防の方法を授け蠶業傳習所を開き生徒を教授し併せて蠶桑試験を行ひ諸種の問題を解決するの資料に供し蠶種検査を施行し粗製濫造の弊を矯むる等施設する所尠からず明治三十六年諸種の補助規程を發布し益々進んで斯業の發展を期し今や養蠶の業全道に普きの盛況を見るに至れり

沿革

●明治三年 七月開拓使函館支廳養蠶世話役を龜田郡に置き大に其の業を奨励す尋て桑樹栽培費金を給し又生繭買上を許す

- 同四年 三月札幌本廳始めて養蠶場を札幌郡丘珠村に設け山桑を採りて磐城の黄白種蠶を養ふ函館支廳も亦養蠶場を龜田郡大野村に設け又福島縣の蠶種三萬枚を管内に配付す○五月函館支廳は蠶種の検査を経ざるもの、賣買を禁す
- 同六年 十月函館支廳蠶種原紙及び蠶紙規則を定む
- 同七年 本廳生繭買上方を設け又養蠶の検査表を頒ち種紙の良否を検す○是歲根室支廳釧路國厚岸地方の野桑を採り始めて蠶を養ふ
- 同八年 四月養蠶成繭條例を定め蠶種の製造を禁し生繭買上及び検査法を施行す又野桑伐採を申嚴す○是歲大野養蠶場及び札幌桑園蠶室を開設し又札幌に紡織場を設く
- 同九年 五月養蠶條例を定め蠶種の改良を圖り又上野、信濃、陸羽の良種を頒つ
- 同十一年 五月根室支廳養蠶場を釧路國厚岸郡に置く○六月函館支廳野桑樹保護規則を定む八月札幌本廳も亦同規則を定む
- 同十二年 三月函館支廳野桑摘葉取締規則を定む
- 同十五年 二月廢使置縣と同時に官設の桑園、養蠶場、紡織場を農商務省工務局、農務局の管理に屬し翌年北海道事業管理局に歸す

●同十七年 九月札幌養蠶場桑苗蠶具、蠶種拂下規則を按し又養蠶場、桑園貸與規則を設く

●同十八年 十一月札幌縣蠶絲營業組合準則に基き組合を設けしむ

●同十九年 二月廢縣置廳、桑園、養蠶場、紡織場當廳の所屬となる○是歲侯爵徳川義禮に大野養蠶場桑園を拂下け又札幌紡織場の機織部を安田徳治に五箇年間貸下く

●同二十年 六月農商務省令十九年省令第九號に基き蠶種検査所を札幌、七重に置く○是歲札幌養蠶場を星野長太郎、町田菊次郎に向ふ三箇年間貸下を許可し後ち廢場す又札幌紡織場の製絲部を足立民治に三箇年間貸下く

●同二十一年 三月全道の蠶業篤志者二十五名を札幌に召集し蠶業の振作改良に係る要項を諮問す○是歲養蠶巡回教師を置き飼育及び蠶病豫防法等を授けしむ又養蠶心得と題する冊子を刊行し桑苗三萬本を篤志者に頒つ○是歲札幌製絲場の機織部を安田徳治に製絲部を足立民治に拂下け官營の事業殆ど民業に移れり

●同二十二年 五月札幌養蠶場を廢して札幌蠶業傳習所を創設し養蠶に關する傳習と試験とを施行す後ち三十四年農事講習所と改稱す

●同二十三年 五月廳令第三十四號蠶種製造販賣取締規則を發布し其の事業は巡回

教師をして兼掌せしむ

●同二十九年 本道産蠶種を府縣に於て飼育するとき本道に於て飼育するに比し發育並に成繭、絲質に及ぼす結果及び府縣産蠶種との優劣を調査せんか爲め札幌蠶業傳習所の製造に係る框製蠶種五千蛾を兵庫、廣島、石川、山梨、埼玉、福井、山形、福島、長野、鹿兒島の十縣に依頼し試育を囑托す

●同三十年 三月法律第十號蠶種検査法公布せられ十九年農商務省令第九號蠶種検査規則並に本道の特別制度たる北海道蠶種製造販買取締規則共に消滅し本道蠶種も茲に府縣蠶種と同一法令の検査を受くるに至れり

●同三十三年 三月法律第四十五號を以て改正蠶種検査法公布せらる

●同三十四年 三月法律第三號北海道地方費法公布せられ從來府縣の負擔たるものにして本道に於て國庫の支辨に屬せし蠶種検査費、蠶業傳習所費、巡回教師費等皆地方費の負擔に歸し未開地方の農事獎勵費のみ國庫より支出せらる而して札幌蠶業傳習所は府縣農事講習所規程に依り北海道廳農事講習所と改稱の件蠶種検査費國庫補助(經費の十分の四) 件共に認可せらる

●同三十六年 本道蠶業に對する施設は實に上述の如く甚た努めたるものありと雖

も未だ大に振ふの域に達せず加ふるに道内經濟の事情時運の進歩に伴ひて著しく變轉し粗放的經營法に甘んずへからざるものあるに至り稚蠶共同飼育場、簡易養蠶傳習所、桑苗親木圃、生繭殺蛹乾燥場、器械製絲場等に對し補助金交付の規程を設け又北海道蠶絲會をし之に補助を與へ上下相呼應して斯業を振興するの策を立つ○是歲農事講習所技手三木專之助を清國山東省、盛京省に派遣し柞蠶業の調査をなさしむ

●同三十七年 露國と開戦するに及び大に國力培養を圖るの緊要なるより所謂時局に對する産業獎勵の名の下に本廳は常時に倍する督勵をなし就中桑園造成の急務なるを説き氣運の昂進を圖る

●同三十八年 戦局の發展に伴ひ經濟界の狀況甚た憂ふべきものありしと雖も本道養蠶者は相警めて着實なる飼育をなしたるを以て其の結果常時に比し寧ろ良好なる成績を得たるか如し獨り蠶種は蠶病豫防法の新に發布せられ從來等閑に付せられし蠶病消毒勵行せられ又新に手數料を徴收するに至りし等蠶種検査法に比し頗る複雑嚴重なるものありし等に因り蠶種製造額著しく減少したるは聊か注意すべき現象なりと雖も過渡時期に於ける奇現象に他ならざるを以て深く憂となすに足らず

之を要するに本道の蠶業は其の前半期に於ては殆ど官業の姿にして後半期に入り漸